

第八十四回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 二 号

(三〇〇)

昭和五十三年四月十三日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 村田敬次郎君

理事 鈴切 康雄君

理事 逢沢 英雄君

小島 静馬君

玉生 孝久君

梅野 泰二君

市川 雄一君

加地 和君

出席國務大臣

國務大臣 稻村佐近四郎君

出席政府委員

人事院總裁 藤井 貞夫君

人事院事務總局長 角野幸三郎君

人事院事務總局長 給与局長 金井 八郎君

人事院事務總局長 職員局長 大濱 忠志君

内閣總理大臣官房總務課長 菅野 弘夫君

總理府人事局長 篠田 信義君

總理府恩給局長 小熊 鐵雄君

大藏大臣官房審議官 渡辺 喜一君

委員長外の出席者

總理府恩給局長 手塚 康夫君

給問題審議室長 竹村 晟君

行政官房總務課長 山田 實君

經濟企画庁調整局財政金融課長 山田 實君

大藏省主税局税制第一課長 矢澤富太郎君

厚生省年金局長 長尾 立子君

厚生省援護局長 田中 富也君

林野庁林政部長 後藤 康夫君

郵政省人事局長 大友 昭雄君

労働省労働基準局長 宮川 知雄君

労働省労働基準局長 小田切博文君

労働省労働基準局長 金課長 小田切博文君

内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動
四月十二日
宇野 亨君 補欠選任 坂本三十次君

塚原 俊平君 補欠選任 大石 千八君

上田 卓三君 補欠選任 美濃 政市君

柴田 睦夫君 補欠選任 正森 成二君

同日 大石 千八君 補欠選任 塚原 俊平君

坂本三十次君 補欠選任 宇野 亨君

美濃 政市君 補欠選任 上田 卓三君

正森 成二君 補欠選任 柴田 睦夫君

同日 山花 貞夫君 補欠選任 大出 俊君

田川 誠一君 補欠選任 加地 和君

同日 補欠選任

大出 俊君 山花 貞夫君
加地 和君 田川 誠一君

本日(の)會議に付した案件
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
派遣委員からの報告聴取

○村田委員長代理 これより會議を開きます。
去る四月四日及び五日の両日にわたり行政機構並びにその運営の事情調査のため、当委員会から派遣されました委員から報告書が提出されました。

旭川営林局は五營林局の一つとして、北海道の中央部から北部にかけて所在している約八十八万ヘクタールの国有林の管理經營を行っているのがあります。

この際、派遣委員から報告を聴取いたします。
始関伊平君
○始関委員 行政機構並びにその運営の事情調査について、派遣委員を代表して、その概要を御報告申し上げます。

同營林局は、昭和二十二年の林政統一により旭川地方帝室林野局の改組によって設置されたものであり、現在の組織は、本局が三部一室十二課から成り、局の下に二十五の營林署と百六十の担当区事務所が配置されているのであります。

派遣班は、私、始関伊平と小宮山重四郎、村田敬次郎、岩垂壽喜男、上原康助、鈴切康雄、受田新吉、柴田睦夫、中川秀直の九委員で構成し、現地において安井吉典委員の参加を得て、四月四日、五日の二日間の日程で北海道に参り旭川營林局、札幌營林局、北海道管区行政監察局及び旭川行政監察局の四行政機関の機構並びにその運営等について実情を調査したほか、北海道庁において副知事等から道有林野事業の概要及び營林局の組織改正に関する所見について説明を受け、また、旭川市及び札幌市において、營林局の組織改正等に

旭川市及び札幌市において、營林局の組織改正等に

旭川市及び札幌市において、營林局の組織改正等に

旭川市及び札幌市において、營林局の組織改正等に

旭川市及び札幌市において、營林局の組織改正等に

旭川市及び札幌市において、營林局の組織改正等に

この組織改正に關しては、北海道副知事等から、林野当局より、この改正は、道内国有林野事業の経営に当たり、道庁等との緊密な協調を図り、事業の改善を図る上での経営管理面の統一性を確保しつつ、地元との対応については、従前どおり事業の運営を行うこととしている等との説明があり、道庁としては、道内国有林野事業に対する投資の後退はないこと、地元に影響がきわめて少ないこと、国の経営管理面の合理化のためであること等の諸点を確認したので、今回の措置については異存はないものと判断している、しかし、今後、営林署の統廃合が行われる場合には、地元關係自治体の意見を十分に聞いて対処してまいりたいとの趣旨の所見が述べられたのであります。

また、旭川及び札幌の両営林局において、五營林局管内の關係自治体の各代表、北海道春闘共闘會議等の労働組合の各代表及び日本林業労働組合の代表から、それぞれの立場からの理由に基づき、四營林局の廃止、支局化に反対である旨の陳情を受けたのであります。

旭川行政監察局は、管区局と同様、昭和二十七年に設置されたもので、管区局の統括下にあつて上川、留萌等の六十九市町村を管轄区域として、対象機関である三百五十七機関について行政監察を行うとともに、行政相談のあつせん業務等を行つております。同局の組織は、局長のもとに総務室及び三地方監察官を置いており、職員は五十三

○始関委員長　次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

て、このような身分を有していなかった者を恩給法の適用の対象とすることは、制度の建前に照らし困難である。右答弁する。」これを称して「三くだり半」というのですね。ちょうど三行半書いてあります。こういう不親切きわまる政府の回答の仕方というのは、国民に対して責任を負う政府のあり方じゃない。なぜかと申しますと、いままで

この種の議論をいろいろ続けてまいりました。私もまる十三余年内閣の理事をやらせていただきましたが、実はこの種の問題は幾つも解決をしてきているわけでありませう。

ここに恩給法の一部を改正する法律附則第四十一条の二の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令というのがございませう。この政令の中に第一条「救護員の範囲」ここに「日本赤十字社の職制による正規の職員たる理事員、医員、調剤員、看護婦監督、書記、調剤員補、看護婦長及び看護人長とする。」範囲を決めていますね。これで適用しているわけですよ、金を出しているわけですから。そうでしょう。そうすると、通り一遍にこの中に看護婦を入れればいいだけのことでしよう。簡単に言ってしまうれば、この政令の中に一項文字を加えればいい。つまりそれをこのように

「恐らくこれは福田総理自身がお書きになったんじゃないんだと思うですね。恐らく所管である総理府に、井上一成君からこういう質問主意書が出た、どういふふうにお答えするんですかということになって皆さんのところでおまとめになったんでしよう。こういう、しかも各党超党派的に苦心して何とか戦後処理の最たるものですよ、いまだに残しておくなればかたがたていいはずはない。だからというので出した質問主意書でしょう、少なくとも衆議院議員という身分のある人が、こういうふざけた回答を出すなどということがある筋ではない。総務長官、いかがでございますか。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては、各党とも大變この問題に取り組み方が熱心であります。そればかりでなく、やはり御指摘のように長い間本当に苦勞されて、私は女性兵士と受けとめております。そういう意味から、新聞報道ではないろいろのことを書かれておりますけれども、総理府と申しますか、むしろ私といたしましては、やはりできるだけ御指摘の線に沿うような努力をしたい。しかしながら、きょうまで何十回となく各省関係または部内でも議論を続けてまいったところ

るであります。恩給法の適用は何としてもむずかしい。しかしながら、私はこれを一時金によって片づけようという考え方はございませう。何らかの方法で、これは予算の伴うことでございませうから、そういう意味で概算要求までには必ず決着をつけてまいりたい、こういうふうにお答えをしておきたいと思ひます。

○大出委員 私がいま取り上げておりますのは、将来のことでもございませう。議員がその筋に従ひまして質問主意書を提出する、これはたくさん例があることでもございませう。議員というのは国民の負託にこたえて議會で物を申し上げているわけでありませうから、そういう意味ではやはりそこらところををしんしゃくをされた意のあるところを明らかにして、それなりの親切な回答でなければならぬ私は筋道だろと思うのです。

恩給制度は、もともと官吏または旧軍人を対象としたものだというわけですね。このような身分を有していなかった者を恩給法の適用の対象にすることはできない、こういうことである、こんなことはあたりまえなんです。たとえば外国政府職員であつても満州電報であつたり、あるいは満鉄であつたり、あるいは満州にはたくさんその種の委託機関がございませう。これは恩給審議會ができる以前から私もいふん細い質問をしてまいりまして、満日ケースあるいは満日満というふうなケース、これはみんな救済をしてきているわけでありませう。これだつて厳密に言えば日本の政府職員でない限りは恩給法の適用の対象になり得ない、そんなことは初めからはっきりしているのです。そこを、ある意味の戦後処理という思想の背景があるから外国政府職員というものを恩給法の適用に取り入れるとか——率直に言つていふ無理なケースもありました。だがしかし、それらをたくさん片づけてきているのが當委員會です。そうだとすると、これが総理がお書きになったというなら知らぬから仕方がないということになるんだが、そうでない限りはこういう不親切きわる答弁というものは納得しようがない。そんなことを言えばここに書いてある、つまり「救護員の範囲」に挙げられていた人たちは、日赤の職員である限りは職制におられようと看護婦長であらうと看護人長であらうと、少なくとも質問主意書に対する答弁にあるところの「官吏又は旧軍人」では明らかにないでしよう。官吏または旧軍人ではない者を何でしかば恩給法の一部を改正する法律附則第四十一条の二で政令によって解決をしたのですか。このよつて来る法的根拠というものは恩給法の一部を改正する法律附則第四十一条の二でしよう。その限りでは、これは恩給法というものを基礎にしていることに間違いがない。そうだとすると、この中に日赤の看護婦さんを入れればいいだけじゃないですか。総務長官がいま、恩給法の適用はいずれにしても困難だということだと言ふのが、じゃ、一体何で恩給法の一部を改正する法律附則第四十一条の二、これに基づく政令でその上の方々の問題を解決したのであるか。

○小熊政府委員 お答えいたします。ただいま先生が挙げられました例でございませうが、これは恩給公務員として規定しておる規定ではないのじゃないか、このように考えるわけでございます。先ほど先生も満日とか満日の例を挙げられましたけれども、これは公務員としてつながつていた人たちに對して通算をするという考え方でやられておるわけでございます。したがうして、ただいま大出先生が挙げられました例、これはもういつた日赤の救護員としてお仕事をされた方が恩給公務員として戻られたときにその期間を通算する対象となる人たち、このように理解しております。

○大出委員 答弁をすりかえてはいけませんよ。この恩給法の一部を改正する法律附則第四十一条の二というものは何ですか。恩給法の附則じゃないのですか。

○小熊政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 恩給法の附則は恩給法に關連はないのですか。

○小熊政府委員 恩給法の附則ではございませう。

れども、先生のおっしゃったような例は、先ほどの井上一成先生の質問に對する答弁の中で、恩給公務員ではない、こういうことに當たる、通算期間を考ふる例である、こういうことに理解いたしております。

○大出委員 恩給法の附則第四十一条の二というのは、附則であつても恩給法でしよう。附則は法律じゃないということになればまことに奇妙なことがでございませう。あくまでも法律の附則でしよう。歸つてきて身分が公務員であつたとかなかつたということは、そこから先の問題ですよ。つまり日赤の看護員である方というものは官吏ではないでしよう、軍人ではないでしよう。その限りでは恩給法の適用範囲に入る人ではないでしよう。はつきりしているじゃないですか。満日満なり日満なりのケースを申し上げましたが、満州の電報だとか満鉄だとかというものは、あるいは満州国官吏であつた人間であつても明らかに日本の恩給法の適用外でしよう、日本の法律が満州国まで及びやせぬのだから。その限りでは同じじゃないですか。厳密に言つて日本の恩給法適用公務員ではないでしよう。それならば日本の恩給法適用公務員でない者を何で一体恩給法を適用したんだということになるでしよう。同じことじゃないですか。そういう小手先で物を言つてはいけません。それです。これは、大蔵省が資料をばあつと流して新聞に書かして、私の質問のする日の朝の新聞にはでかかると、横暴であるの、恩給亡國論であるの、さんざつばら並べたじゃないですか。それでもこれは、國會は、審議が優先するんだから、ついに全部通してしまつた。通つてしまつた後からもさんざつばら私は新聞でたかたか。しかし、筋は通る通らぬという議論はあつても、冒頭に申し上げたように、戦後処理という背景が思想的にあるから、満州電報やあるいは満鉄というものは明確に日本の恩給法適用公務員じゃないし、あるいはそれに準ずる職員でもない。満州国政府の職員であつても日本の恩給法適用の職員ではない。ないが、しかし何とか理屈をつけたい。歸つてきて日本で官庁

に勤めたんだから、あるいは満鉄にいた人間が帰ってきて日本の国鉄に勤めたんだからということの問題の処理をしていったわけだ。そうでしょう。これは同じことだ。

恩給法というのは、これは次長をおやりになっておられた局長からおわりのとおりなんだが、戦後今日まで、恩給法というものは三十幾つも議員立法があるんですよ。だから私は、山中さんが総務長官のときに、恩給法なんというものを世の中の人が読んだって何にもわからぬ、要するにその実務というものをずっとやってきた人間でなければこれはわからないんだ。私も官公事務局長をやっている、二十四、五のときからやっていったんだから、だからそういう意味で世の中の諸君にわかるようなことにしないとダメだ。実効恩給法要諦ですか、みごとにおつくりになった。あれを本気で読めば多少はわかる。そういう長い経過がある。そこで、一つ改正をすれば、一つ救済をすれば、次にもう一つ出てくる。この長い、私が十三年余にわたって内閣委員会をやっている過程で、一つ片づければ次の問題が、接点が出てくるんだから、終戦の日にはいた人はいけれども、その翌日の人はだめだと、こうなんだから、それはどうするかという問題は必ず出てくる。あたりまえです。

そうすると、ここで看護婦長あるいは看護人長という人々を救済しているということになってくると、では日赤の看護婦さんはどうだという問題は当然出てくる。あたりまえのことだ。八年も九年も抑留されていた方々、向こうで仕事をさせられた方々から、帰ってきてすばんといふポストはない、あたりまえであります。ではその人は除外するの、そうはいかない、というところに、皆さんの方だつて、恩給法が適用できないとすれば何かそれにかかわることをなすことを考えざるを得ない心理状態があるんでしょ。そこで、これはもう一遍皆さんに考えていただきたい。私は、この新聞記事しか読んでおりませんけれども、何と言われても、この新聞記事の中で言

う、一時金だ云々だというこの問題については賛成できない。なぜならば恩給に準ずるものではないからであります。

そこで、ここで一つ念を押しておきたいと思うのでありますけれども、各党の皆さんがいろいろこの問題を取り上げておいでになった。私も過去何回か簡単な質問を続けております。そこで、昭和五十年十一月の六日でありましたが、このときの参議院の内閣委員会でも片岡勝治氏が、参議院の内閣委員会をやっておりますが、この人は社会党神奈川の委員長でございまして、彼が関係の方方とお話し合いを詰めて、これまで衆参を通じまして一遍も、内閣委員会に当該の方に御出席をいただけて、みずからの過去の経過、経歴について、あるいは置かれていた立場についてお述べをいただけた例がなかった。そこで、たまたま神奈川県の川崎市にお住まいである岡松八千代さんという方、これは大変御苦労なされた方でありまして、この方にお話をし、社会党の片岡勝治委員からお話をし、そして国会に出てきてお述べをいただけないかということで御承諾をいただけて、お忙しい中をお出かけたいただきまして、初めてここで各党の皆さんがなるほどそうだったのかということになった。このときの理事会は、社会党さんがお呼びになったわけだけれども、各党ともにそれぞれ大きな関心を持ってやってきているのだから、それぞれの質問をしたいという実はお話がありまして、各党の方々が、岡松さんが参考人としてお述べになっていただいた後で質問しているのです。これを私は改めて昨晩読み直してみたいのであります。前にも読んでおりますけれども、大変お気の毒な立場においでになったものだというところを改めてしみじみ感じたのです。

この方は、川崎市川崎区榎町三の五の五百十一番というところにお住まいでございまして、日赤の看護婦さんとして大東亜戦争のときに召集になった。この人は名目は学校の看護婦さんというところで、どうしても勤めてくれというので、当時高

知県幡多郡奥内村、このの学校にお勤めになった。学校看護婦として十六年の四月から十八年の八月まで勤めて、ここで召集なんです。電報で召集令状が来た。子供さんが二人あるから困ると言ってお断りしたら、二回目の電報が来た。行かないと言ったので憲兵が調べに来る。役場の兵事係の人が家族の説得までする、これは兵隊じゃないのですからね。十八年八月にこの方は子供を残して召集になった。まるっきりこの出だしというのには、私も実は召集による出征兵士でございましてけれども、変わらぬのです。同じです。行かなければ非国民と言われるのだから、憲兵がこの場合だつて調べに来ているのだから、そうでしょう。全く変わらぬ。そのときに三百八十人ぐらいたった看護婦さん、この方々は、自分で戦争に参加するという気持ちでお見えになった方もあれば、子供さんのある方もたくさんあるのだから、この岡松さんと同じような立場でやむなく出かけてこられた方々の方が、ここでお述べになつてい

る中身からすると、圧倒的に多いですね。二千年という約束なんです。ところが、その二十年八月に終戦になった。そうすると、その後一年間は、日本の兵隊さんの傷病兵がおられたから、やむを得ず牡丹江とハルビンの病院で負傷兵の看護をした。ところが二十一年の八月に、看護してあげた負傷兵の方が治つて日本に引き揚げることになった。傷病兵を看護してくれと言われたのだから、看護して治つたのだから、みんな内地送還で帰るのだから、当然一緒に帰されるものと思つたら、いや、どこいそうじゃないという。看護婦さん

は帰っちゃいけない。つまり、衛生兵さんばかりではやっていけないのだという。技術者としての新しい中国、当時の八路軍、御本人はここで「パロ軍」と言つておりましたと言つておりますが、こちらの方の軍隊にすんなり捕虜の形になつて、そして捕虜生活が七十年。だから、満州に合計十年のことになるのです。

さつき、いみじくも稲村総務長官が、女性の方であるが軍人と同じだとおっしゃつておりました

けれども、私にも経験がありますけれども、まさに同じことです。これは何ら変わらない。ずっとお述べになっておりますけれども、ずいぶん御苦労なされて、御苦労され過ぎたという感じが実はするわけでありまして。恐らく恩給局長もこれをお読みになつておられると思うので、私はそういう意味で考えますと、軍人に準ずる方々だ、軍人と考えてもいいと思つておられるので、私も、実質的にそうならば、本来ならこれは軍人恩給を適用すべきなんです、加算年がくついている地域にいますので、最短恩給年限というのは加算を入れて十二年なんだから、それならこの方は当然軍人恩給の適用をした方がいい、準じた方がいい。加算年をきちんと考えて計算してあげて一つも悪くない。負傷されていた傷病兵を一生懸命治して、一緒に戦地にいたんだから。皆さんがどういふわけで恩給法の適用はいたしたいと言ふのかわかりませんが、そのところ

いかがでございませうか。恩給局長、どう考えますか。一つも変わつていない。変わつていなければ同じようにしてあげるといふのはあたりまえでしょう。いかがでございませう。

○小藤政府委員 いま先生のお話しになられた例を見ましても、確かに日赤の看護員の方が非常に苦勞されたということはよく私もわかるわけでございませう。ただ、先生もすでに御承知と思うのですが、恩給法の適用というものはやはり公務員の身分を持った人あるいは軍人、こういうことに相なつておられますので、その意味で恩給法をそのまま適用するということは非常にむずかしいのではないかと、こう考えております。

○大出委員 そのまま適用することがむずかしいとすれば、どうやって適用すればいいのですか。私も、何もそのままとおっしゃるわけじゃない、実質的に同じだから同じようにしてやったらどうだと言つておられる。そのままと適用することがむずかしいと言ふのならそのままとなくたっていいのだ

が、同じならいいのだから、実質的にどういふこ

とでございますか。

○稲村国務大臣 いま一つの例を挙げられたわけでありますが、それと同じ例と申しますか、それと同じ関係者から手紙で多く参っております。そういう意味から、いままでも放置をされておったというところにもいろいろ問題があるかと私は思います。そこで、その他の方法とは一体何かというところでありますが、恩給法の適用はさんざん詰めてまいったわけでございますが、なかなかむずかしい。そこで、その他の方法というところになりますと、はっきり申し上げて、いまここで一時金と申すことで打ち切るというようにはいたしません。しかし、先ほど来も申し上げたように、いまいろいろ詰めておるところであります。また予算を伴う問題でございますので概算要求までに、先ほど申し上げましたようにたれ流しにする、そういうことは今度は一切いたしません。責任を持つてその他の方法で、その他の方法というところになりますと、一時金はしないといま申し上げたわけですから、恩給法の適用は再三再四私も、政令に定められておる、勅令に定められておるああいういろいろな状態から可能なりとも考えて、いろいろ詰めてまいったわけでございますが、やはりいろいろ詰めてまいったわけでございますが、恩給法のその枠組みの中ではむずかしい、しかしながら一時金はしない、こういうことでありますから、その他の方法は、恩給のベテランの大出委員の方はここで私が申し上げなくても大体想像できるのではないかと、こういうふうにして、ひとつぜひ御了解を賜りたい、こういうふうに思います。

○大出委員 稲村さんと私はきのうやきょうのあれじゃないのだからよいいなことは余り言いませんが、ただ、そう言われると一言ちょっと言っておかなければいかぬのです。いままでも放置しておったこともあって、私どもは放置してないのです。この岡松さんにおいでをいただいたのも、さつき私がちょっと引用いたしましたように五十年なんです。ことし五十二年でしよう。もう三年た

っているでしょう。五十年のこの時代の前に私は質問しているのですからね。何しろ皆さんのやることは、わからぬけれども、ここでやってくればいいのに、と、帰らぬ人になる方だつてあるのにといい、私どもは歯がみしてくやしがる時期がいままでも何回もあつた。ところがそれがなかなか回転をしない。早い話が、後から申し上げる回帰方式による一律アップ方式というのを傾斜配分に切りかえたわけですが、あの問題も私はまる四年かかっているのです。一律アップで計算すると、調査室の皆さんにもはいていたのだら、仮定俸給表を計算していくと、現職の次官より次官でやめた方の方がはるかに高くなつてしまふ。一律アップだから、末端の方ではそれこそ生活保護の適用を受けている人が八千人も九千人もいる。なぜそうなるかという、一律配分をするから、とにかく傾斜配分をしなければならぬことだということ、そうでなければならぬ。恩給法は通さないと突つ張つたことがある、大騒動になりましたが、恩給法を通さぬんと言われ、迷惑至極の話だんといふことになった。だが、そこを端を築いて、確かに言われてみればそこは検討しないわけにまいらぬといふことで、私が計算方式を幾つか出して、計算して出してみたと、とうとう恩給局は計算してお出しなつた。そこらから始めて、それでもまる四年かかっているのです。私は苦心惨たんした。それでしよう。だから、決して私どもが放置したんじゃない。指摘もし、取り上げておるんだけれど、皆さんの方が放置して今日までおやりにならぬといふわけ。だから参議院で附帯決議もついたりしているんだし、衆議院の方でもそうでありましたけれども、そういうことなんだから、来年は予算要求をしてきつとするとくらのことはもうおやりいただかなければならぬ、そういうぎりぎり来ていると私は判断している。それでなければ、不本意だがたじやおかぬといふ。しかも超党派で、ほとんど皆さんがいまおわかりいただいているといふわけですから、ここで総務長官に

承りたいんだが、来年は予算要求などをしてきつとした制度に乗せる、そういう御決意がござりますか。

○稲村国務大臣 大変御協力という御支援をちょうだいしてむしろ私は感謝をいたしております。

ただ、声なき声と申しますか、先ほど来のお話のように、本当に青春をすたすたにされて、いま身寄りもない、こういう一つの環境の中にあることは、私は大変同情にたえない。そういう意味からいろいろ議論、話題を呼んできたわけでありまして、先ほど来申し上げた二つの例は恩給法、それから一時金、その他の問題については必ず概算要求時期までに土台に乗せてぜひ各党の御声援をちょうだいしたい、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員 予算要求にお載せいただくというところでございますから、前向きな答弁だと受けとめます。

そこで少し中身に入らせていただきたいのでありますが、この新聞記事等もあるわけでありまして、けれども、記名国債を交付し、長期間にわたる年金に準じた一時金を支払う特別給付金方式などというのがあるのですが、これはどういう意味ですか。

○小泉政府委員 新聞記事につきまして私も余りよく読んでなかつたのでございますが、私ども、決定したわけでもないし、何もございせんので、ちょっとわかりかねますけれども……

○大出委員 恩給局長、あなた、しらばくれてはいけませんよ、ここまで来て読んでなかつたのか。これはとつとつ昔に質問が出ていて新聞に載っているの、そんなばらばらな話はないじやないか、無責任きわまるじやないですか。こういう方法だつてやろうとすればあるのです。ないわけじゃないのです。内閣委員会というの、在外財産の問題とか、戦後駐留軍の皆さんにけがさせられた長期療養している被害者救済に関する内閣

委員会小委員会をこしらえて、私ども議員立法で出して通していただいたこともある。金鵄勲章年金法を出したこともあつたこととつづいたら、何とかしてこれというので勲章等年金法という議員立法でまとめたときもある。これらの過程には記名国債で払っている場合だつて幾つもある。方法だつて小委員会でも細かく検討してみんなわかつていふ。やればこれだつてできる。だから聞いているので、そこをしらばくれたら議論にならぬじやないですか。そこはどうなんですか。

○稲村国務大臣 これは局長がしらばくれておるというのではなくて、そういうことも議題にのつておることは事実であります。

○大出委員 それなら、議題にのつておるとお答えにならぬと、そうでなければおかしいじやないですか。そういうことも議題にのつております、記名国債を交付し、長期間にわたる年金に準じた一時金を支払う特別給付金方式、これは、長期間にわたるというのはいく何年ぐらゐを考へて、年金に準じた一時金というのはいく何年ぐらゐを考へておるのですか。私は、さつき、どうして適用できないかというなら、同じにならばいいと申し上げたのだが、いかがですか。

○稲村国務大臣 先ほど来申し上げましたように、いま、どういう形で詰めていくかは各省との協議も続けており、それからまた、予算の伴うこととありますから、いまここではつきりしたことを、御遠慮というのではなく、これは今度は絶対逃げないのですから、そういう意味で、これにする、あれにするというの、ちよつと局長として答弁しかねるのではないかと、ぜひこの点で御了承賜りたい。

○大出委員 けれども、議題にのつていふと総務長官は答えてしまつたのだから、答えてしまつた以上は、何もそのものずばり全部おしやつていただかなくてもいいですよ。いいですけれども、大体どんなことを考へたんだといふことぐらゐは、概略お話しただかぬと議論できないでしょう。恩給局の方は、この問題について、再三私ど

もに知恵をかせとおっしゃっているのだが、私も、きのうやきょう恩給をやっているのではないのですから、二十四、五のときからやっているのだからわからぬわけではないので、いままでいろいろ私の申し上げたとおりになっているものも幾つもあるのだから、だから、そうだとすると、これは決めたわけじゃないんだから、いいじゃないですか。こんな構想なんだと言っていたんだなければ、知恵をかせもヘチマもあつたものじゃないじゃないですか。恩給局長、いかがですか。

○小政府委員 いま先生がおっしゃったように、いろいろな方法を検討はいたしております。ただ、これは恩給法を離れるという意味もありまして、また、長官の非常にかたい決意ということもありまして、ただいま総理府内閣関係の各部局が寄り集まりまして検討いたしております段階ですので、中身は、これをどうするかあはするとかという検討はまだ至っておりませんので、御了解いただきます。

○大出委員 もう一つここで承りますが、いま申し上げたのは記名国債を交付する、これは在外財産なんかの場合は記名国債ですね。御存じのとおり、そういう例がございます。それだつて一つの方法です。それを長期間にわたつて、何回に分けてどうするかというふうなことになる、そういうことだろうと思うのですね、いままで経験があるのですから。長期にわたり年金に準じた一時金を支払う、一時金を記名国債で払つていくということですね。それだけのことでしょう、簡単に言つてしまえば、それを属人的に、期間その他も、外地に行つていてどうなつたというところが違ひますからね。その意味ではケース・バイ・ケースになりますね。しかし、相当な期間にわたつて記名国債を一時金で払つていって、そしてこれは結果的には恩給に準じた形にレベルは合わせていく、こういうことだと思ふのですね。それでどう、考え方は。

○小政府委員 先ほど申し上げた、いろいろな検討をしておる会合でのそういう話は、いま先生のおっしゃつた在外財産等の例が、こういうのがあつたというところで出ております。

○大出委員 在外財産も私はさんざん苦労させられたんだから。皆さんがちよいちよいみんなかわつてしまふから困るのです。

もう一つ、二つ目にこの勤務年限の長短がありますね、つまり在職期間の長短が。在職期間の長い場合、この場合には年金を払おうというわけですね。短期の場合は一時金を交付する、これは言うならば特別年金方式ですね。これは駐留軍の被害者救済にかかわるいろいろな処理をいたしましたが、沖繩が先に決ままして、後を追つかけたりもしたのですけれども、いままだ病院に入つておられる方々がある、この場合は対象人員が非常に多いのです。そういうときにも考えたことのあつた方式なんですけれども、これも議題にのせて御議論をいたしたいおる、こういうふうな理解していいのですか。

○小政府委員 ただいまの沖繩の例というのは、私はちょっと存じ上げなかつたのですが、検討のあり方としては、やはりいま長官が言いましたように、一時金がだめだということになりますと、先生御承知のように、大体その辺で検討していくということになるかと思ひますが……。

○大出委員 記名国債で払つていって、トータルは恩給に準じてというふうな考え。それがだめならば、二番目に、在職期間が長期の場合は年金で、短期の場合は一時金でというふうなことのいわば特別年金方式みたいなものを検討するようなことになるかもしねない。もう一つ、国が在職年数に準じて一時金を支給する特別一時金方式、これは私は断じて了解できない。これは一時恩給みたいなことになつてしまふ、これでいい。私は、いまの一時恩給というあり方は非常にまずいと思つてゐるのです。だから、昔一時恩給をもらつたやつたような方々は、価格変動しておりまふけれども、それを返してもいいから、私は各種年金と通算すべきだと思つてゐるのです。そういう意味で言うと、つまり、もう一つ出

てくる方式、国が在職年数に準じて一時金を支給する特別一時金方式というのは賛成できない。しかし、これも議題にあるのですか。

○小政府委員 そういうことも議題に上つております。

○大出委員 もう一つ、ここで在職年数を厚生年金、国民年金の在職年数に通算する一般年金通算方式、こういうことも議題に上つてゐるわけですか。

○小政府委員 どうもいろいろなあれが出てきますけれども、あらゆる方法をこの際検討していこうということをやつておるものですから……。

○大出委員 そんないかげんな答弁を——あなたは今度は次長じゃなくなつたわけですから、小熊さん。局長なんだから、きちつとしていただきたいのですが、いろいろな方法を検討するのはいいが、それぞれにニュアンスの違う結果が出てくるのです。

そういう意味で承つてゐるので、もう一遍念のために承りますが、在職年数を厚生年金とか国民年金の在職年数だとかいうふうなものに通算をする一般通算年金の方式、これもやっぱり議題にしておられるのでしょうか。

○小政府委員 一般年金に、国年とか厚年に通算するというのは、従来もいろいろ委員会御要望、御質疑があつたわけですが、これは非常にむずかしいという考え方でやっております。

○大出委員 非常にむずかしいという考え方でやっておりますと言ふのなら、やっぱり議題になつてゐるのでしょうか。議題にしていろいろやつてみたが、非常にむずかしいといふ現在に感じたいということなんでしょう。はつきり答えてください。

○小政府委員 そのようなことかと思ひます。

○大出委員 初めからそう言つてくれれば時間がからぬのです。あつち行き、こつち行きますものだから時間がかかつて困るんだが、要するに、記名国債を交付して、長期間にわたつて、年金に準じた一時金、年金に準じたと言ふのですから、

レベルを考えて大体このくらいという、そういう特別給付金の方式。在職期間が長期の場合は年金で、短期の場合は一時金を交付する、そういう特別年金方式、これは二がだめならば二の方式もというふうなところで議題となつていて、皆さんは検討されてゐるという。三番目が、国が在職年数に準じて一時金を支給する特別一時金方式。もう一つが、在職年数を厚生年金、国民年金の在職年数に通算する一般年金通算方式。一番最後の点は、皆さんの方が議題にし検討しているが、非常にむずかしい、こつちおっしゃる。その一つの上の三番目のやつは、私の方がこつちいうものは一切困る、こつち申し上げてゐる。

だから、恩給法の適用がどうしてもできないというならば、その理由を明確にしたいだいて、その理由については次の機会に討論をしたいと思ひますけれども、その上で内容を、戦地に行つて兵隊さんと一緒にやつていたわけだから、その実態を踏まえて、まあ幾つかの方式がありますが、実質的には恩給と同じ結果が出てくるようなところに中心を置いて皆さんが御検討いただく。私どもは、恩給法の適用を受けさせるべきである、その方式としては、恩給法の一部を改正する法律の附則などを使つて、四十一條の二などを使えば、ここに一つ救護員の範囲等を定める政令なんというものもあるのだから、こつちあたりを使えばやれなくはないという考え方は持つておる。ただ皆さんが、ここに一番問題があるのだから、恩給法の適用をするにせよ、あるいは政令その他を使つて何とかするにせよ、総務長官がいみじくも言つたのだが、いろいろ検討したんだがむずかしいと言つてゐる意味は、なぜむずかしいかということ、一つ間違つと一歩万歩を呼ぶということですね。だからむずかしい。やつてできない芸当じゃない。国会で決めれば、男性を女性にすることはできませんけれども、そうでなければ大変無理なことでも、原子力船「むつ」の例の寄港じゃないけれども、ずいぶん無理なことを国会の名において政府はおやりにならうとするのだから、やつて

できないことはない。やってみなくてはならないが、及ぼす影響というものを考えると非常にむずかしいということになる。そうでしょう、いままでずいぶん無理なことをやったのだから。やると必ず一波万波なんだ。それがいやだからというのがあるた方の言い分。私の方は、実を言うと一波万波にしたいのだ、まだいっぱい解決しなければいけない問題があるのだから。これが一つ前に出てもらえれば、あとはみんな右へならえてやれ、こう私は言いますからね。だからあなた方も、そこらは政治的に承知で一波万波になるくらいのことをおやりなさいよ、終戦処理を考えなければいけぬのだから。戦後処理がまだに終わっていないんだから。そういうことをおぼけておくわけにいかないのだから。そういうことで、最終的にもう一遍この点について御答弁いただきたいのだが、幾つか検討している、しかし実際は軍隊の召集を受けた方方と何ら変わらない。これを皆さんがまずお認めになった上で、したがって、本来ならば恩給法の適用なり軍人恩給の適用なりということが至当なんだが、法律の体系上非常にむずかしい。しかし実際は恩給あるいは軍人恩給の適用と同じような結果を想定しながら検討する、ひとつこういうことにしてみたいのですが、そのところはいかがですか。

○小泉政府委員 その辺のことも含めながら、いまの概算要求の問題もございまして、いろいろ検討いたしていききたい、このように考えているわけでございます。

○大出委員 ここで一、二承っておきますけれども、この岡松さんのおっしゃっている召集というのは、日赤にもいろいろな規定がございしますが、その根拠は何になつてたのかという点と、そういうケースにおいでになる方々が二百六、七十人と言われたりいろいろいたしますが、期間がたつておりますから、該当者としてどのくらいを想定なさっているのか。二つお答えください。

○手塚説明員 御説明申し上げます。ただいま先生御質問の点、第一点につきまして

は、召集ということについては私ども、軍人の召集と全く同じ意味合いかどうか、いろいろ検討しているところでございますが、その根拠といたしましては日本赤十字社令、勅令で出ておりますが、これがその根拠になつておると思ひます。

また人数の点につきましては、現在、実は最終的な数字はまだいただいております。中間報告で日赤の方から伺つておるところでは、当時勤務しました日赤救護員は概数で約二万六千名というふう聞いております。そのうち約一万三千名が外地、残り一万三千名が内地に勤務していた、そういうふう聞いております。

○大出委員 この岡松さんが、前に五十年のときに参考人でお見えになつてお述べになつた当時の召集状というのは、これがそうなんですが、「心得」というのが後ろにございまして、やかましいことが書いてあります。「傷病疾病其ノ他事故ノ為」応召スルコト能ハサルトキハ受領証返付ノ後速ニ医師ノ診断書又ハ事実ヲ証明スヘキ書類ヲ差出サルハ本人ヨリ其旨速ニ届出ラレシム」となつて、それから始まりまして、「召集旅費ノ支給ヲ要スル者ニハ到着ノ上之ヲ給ス」となつておるんですね。これは一から、いま三番と五番を読んだのですが、これは行かざるを得ませんですよ、この裏を読んだらわかりますように。これは小松三枝子という看護婦の充員召集状実物でございまして、第二八三救護班補充要員トシテ召集ス依テ二月二十五日午前九時高知県高知市西弘小路日本赤十字社高知支部ニ参着シ此ノ召集状ヲ以テ届出ラレシム 昭和十九年二月二十二日 日本赤十字社高知支部「充員召集状」と書いてあります。これは赤紙でしょう。私もいわゆる赤紙、召集令状というのをもらったのですが、ぎょつとしましたね。これは大変ですよ。当時の世情、環境、雰囲気からいけば、幾ら子供さんがかわいくても行かざるを得なくなつてしまいますよ。後ろにみごとに義務規定が書いてあります。それからマル秘の昭和十七年一月十五日の「陸軍密第一〇三号 救護班

派遣ノ件達 昭和十七年一月十四日 陸軍大臣東条英機」なつかしい名前ですな。「日本赤十字社社長公爵徳川順順殿 南方軍及台湾軍ニ於ケル衛生勤務補助ノ為別紙要領ニ依リ其社ヨリ救護班ヲ派遣スヘシ」、これは当時の陸軍大臣東条英機さんの命令ですよ。これによつてこの召集令が発せられておるわけですね。さつき申しましたように日赤社令というのがございまして、それが根拠と言つたつて、戦時中ですから根拠もヘチマもないのですよ。これは一本なんです。片っ方は陸軍大臣が赤十字社の社長に派遣すべしと命令している。陸軍大臣の印がびしと押してある。これは召集された兵隊のわれわれと何ら変わらない。ここに五十二年三月六日で——このときには東条太郎さんが日赤の社長だったんですね。この中間報告が出されておりますね。この中間報告によると、延べ人員がここに書いてあります。いろいろな方々を入れると、医師、薬剤員、書記、看護婦長、看護婦、使丁、合計三万五千七百五十九人、実人員がその下に書いてありますが、二万六千五百三十五人だった。外地派遣は一万三千四百八十二名であった。この中で外地派遣の看護婦さんは一万九百六十三名なんです。看護婦長さんは千二百七十六名、こうなんです。中間報告というふうにはここに書かれておるんですが、「日華事変及び太平洋戦争において戦時衛生勤務に服した元日本赤十字社救護員の実態調査(中間報告) 昭和五十三年二月八日現在」、これは皆さんのところに行つておるはずでしょう。

○小泉政府委員 持つております。

○大出委員 ということになれば、これは実態は明らかなんです、総務長官、これはひとつ、さつき私が最後に申し上げましたように、逃げないとおっしゃられた。それで意見の相違はここにありますが、私は何らかの形で、先ほど例を挙げましたが、恩給法の枠内にさきやかに入れることができる、こう私は考えています。皆さんの方は、一波万波を呼ぶということで検討をしたが非常にむずかしい、こうなつていきます。その相違がありま

すが、本来恩給法を適用、軍人恩給法を適用してもいい方々なんだから、いま私がここで取り上げました召集令状からいっても、陸軍大臣が命令しているのですから、日赤の社長に。派遣すべしなんです。当時、陸軍大臣に命令されたら派遣せざるを得ませんよ。そこで、この社令に基づく召集令状が出ておるのですから、充員召集状というものが。だから、何ら変わらないのです。もし、どうしてもということに皆さんがなるとして、それはつまり恩給法を適用、軍人恩給法を適用したと同じ結果が出てくるようにお考えいただくかぬと、これは公平の原則を欠きます。しかも、大変におかれておるの、そういう意味で大臣からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 先ほど来からいろいろ議論が出ておるということで、事実そのとおりであります。前の秋山副長官を中心として、あらゆる関係者を含めていろいろ協議をしてまいりました。

そこで、今度また人事異動をいたしまして、秋富副長官を中心として新体制でこの問題を詰めておるわけでございまして、大体大出委員が言われている方向でもう詰めておる。先ほど来も申し上げましたように、まだここで予算の件う問題でございまして、ぜひひとつ概算要求までには、恩給法の適用はむずかしいとしても、先ほど来からくどいようであります、一時金でこれを処理する、こういうようなことがない、こういうことだけは申し上げて、必ずや今年度だけは決着をつけたいと思ひますので、ひとつぜひ御支援のほどをむしろ私の方からお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員 私の非常に心配しましたのは、一時金ということが新聞にほんと載つたんですね、一時金が有力だという。これはまことに心外で、じやいままでも私は何のために議論したのだということになりまして。だから、ここに大変な時間を私使つておるの、そこを理由があるのですが、それを決したいと思ひまして、いまの御答弁でそうではない、こういうことでございまして、ひとつ

つあとまた法適用云々の問題は、皆さんの方の着詰まりぐあいをながめまして、もう少し先へ行って議論をしたい。

そこで、これは皆さんは充員召集状というふうなもの御検討になつておられるのでしうね、実物ごらんになつて。恩給局長見ておられますか。

○小政府委員 見ております。

○大出委員 あと問題提起を含めまして、大筋について承つてまいりたいのでありますが、一番私いま心配になつておられますのは、公務員の中で人事院所管でいけば、行政職(一)表の方が多いわけでありまして、いまの経済情勢あるいは周囲の環境等からいまして、回帰方式と言われる方式を打ち出された恩給局であります、今回のこの配分を見ましても、これはもう私が傾斜配分をしるやがましく言つてきたのだから、大出さんあなたがそう言つたんじゃないかと言われる可能性はありますけれども、七%なら七%という平均数値をとつて、千三百円なら千三百円を足すというふうなことでおやりになつた場合に、一つ間違つと、これから先を展望すると、人事院の藤井総裁のところで給与の勧告を出しになつた、ところからその給与勧告は実際には消費者物価の上昇度合いよりは下回る、そこで傾斜配分を行うわけでありまして、ある部分から上というところは消費者物価に追いつかない配分をせざるを得なくなる、こういうわけですね。当然そうなります。そうすると、現職でないのだから、定期昇給がございませぬ。あるいは時間外給与というふうなものもございませぬ。人によつては、あるいは一定のレベルから上の方はほとんどそれでございませうが、生活の糧は恩給一本である、それ以外に収入の道がない。細々とやつておいでになる。そうすると、その方の恩給が、人事院勧告のよつて来る給与の結果から、あるいは配分方式の結果から消費者物価の上昇を下回るといふところに落ちつく、仮定俸給表の引き上げが、こうなるとこの方の生活というものは、これは私も給与を長年やつてきておりますから、給与については詳しく過

ぎるくらい詳しいのですが、大変苦しいことにな

ところで、旧来からとつてきている方針は、公務員給与に準ずる、こういうことになつておるとすると、恩給受給者一般の生活というものを一体どう考えたらいのかという。旧来ある論争の中に、物価あるいは現職の公務員給与の中にかといふ議論も長くございました。二転、三転しておりますが、最近の時点では公務員給与の中に物価その他の変動も含まれておるのだといふことでそれに準ずる、もっと極端に言つてしまえば、どんどん高い人事院勧告が出てくるときには現職公務員に準じた方が得たという。しかし逆に、ろくな勧告がと言つておかしければ、人事院が出せなくなつたとなると、今度は物価なら物価の方に رفتつた方が得たといふことになるので、これ。だから、実は大変微妙な議論をいままでしてきておるのですが、そこいらを一体どうすれば救済できるのか、かつほかの国の例等を改めて考えてみて、この時点でどういふふうな考えるべきなのか、そこに来ておると思うので、ことしの配分の結果からすると、そこをどうお考えでござい

○小政府委員 いま大出委員がおっしゃつたように、今回の傾斜方式でございませうか、これを使いますと一番低いところは七・二%、それから仮定俸給の一番高いところへ行きますと六%台、

こういふようなことに相なるわけでございます。ただ、この方式をベースアップの基礎として使つておるといふのは、先生もすでに御承知のように五十一年から、先ほど例を挙げられたようななどんどん格差が広がつていくということに対する反省をいたしました、この傾斜方式を使つてまいつたわけでございます。人事院勧告あるいは公務員の給与ベースによるといふことにつきましては、先ほど先生がおっしゃつたところが得た、あつちが損だといふ形ではどうもまずいんじゃないか。やはり昔公務員であつた人の恩給でございませうから、やはり公務員のベースで考えるべきじゃない

か、こういうことで四十八年から公務員給与のベースに乗つてきた、こういうふうに理解いたして

○大出委員 ということと、もう一つはずいぶん苦心をして去年の予算委員会でも減税問題が持ち上がつて、結果的に四月実施ということに、十月からずつと毎年苦勞してこう下げてきて、早めてきてやつと四月になつたといふわけですね。しかし、現職の公務員から比べればなお一年おくれであるといふわけですね。だから、二つあるのですね、大きな問題が。

○小政府委員 ただいまの、何といひますか、予測数値でございませうと、大体六・七%ぐらいじゃないかといふように考えております。

○大出委員 それを下回る人が出てくるということは事実ですね。そうすると、私が御指摘申し上げておる、四年間といふことを申し上げました

○小政府委員 委員長の退席、村田委員長代理着席

実施のおくれという問題、それから現職の公務員に準ずるのか物価かという、かつ、恩給審議会でも新居さんのときに物価中心で答申をなさつておりますが、そこらとの関連はどうお考えでございませうか。

○小政府委員 外国の例につきましては、前に大出先生も委員会で一度お話しになつたことがございませうが、アメリカの例でございますと、年二回ベースアップを行つておるといふようなことになつておるようでございますし、フランスでございますと、給与ベースを基礎にしてベースアップを行つておる、こういうふうに承知しております。それで、先ほど申し上げましたように、わが国の場合ですと、四十八年以降の経過をたどつて、現在給与ベースで大体定着しておるといひますか、公務員同士の比較といふことで、また給与ベースといふのが物価とか生活水準を総合的に反映してゐるのじゃないか、こう考えますので、もうしばらくいろいろな社会情勢、経済情勢、こういうものを見ながら考えていきたい、このように考えております。

また、一年おくれの問題につきましても、先ほど大出先生が言われるように、ようやく昨年、四月になりました、ことしもいろいろな心配があつたのですが、これもようやく四月に落ちついたといふことで、正直申し上げてはつとじているような感じでございますので、これはほかの年金との関係等もございませうから、もうしばらくこのままで考えてみたい、こう考えております。

○大出委員 法律の由来からいけば、厚生年金ができたのが昭和十七年だと思ひます。だから、恩給といふのは一番古い。これは間違いないんでありまして、しかも現在の軍人恩給などというものは特に早いわけでありまして、対象たる人員がいなくなれば、なくなつてしまふわけですが、明らかに。それから公務の場合であつても、共済に行つた人がたくさんいるわけでありませうから、ここでも減つていつてしまふわけでありませう。しかし一番古いことは間違いない。今井一男さんのところ

で前にやっておった審議会がありますけれども、恩給局が——総裁もおいでになります、公務員法には恩給の研究の成果を発表しろというふうにずっと書いてあったわけですね。そうすると、こちら側に主導的立場をお考えいだかぬと、私はやはり筋が通らぬという気がするのですね、その意味では、そこで、アメリカの場合は、米連邦政府職員の退職年金制度について合衆国法典第五部第八十三章第三節というところに公務員退職という規定があるので、ここに規定されているのです。ちょうど、新居さんの恩給審議会のときにはこのアメリカ方式を相当強く強調されておられる。物価なんです。連邦統計局の三%以上上がった場合には自動的にという。だから、これはその意味ではおかしくない。その思想に立てば、それから、イギリスの場合は、私がこの間も言いましたが、この法律は一九四八年だったと思います。文武官の恩給の実施に関する法律、これは公務員に準ずる規定なんです。しかも、公務員の給与が上がることは連動なんです。ここに別な資料が一つございまして、フランスの場合には「基本給与額は、官吏又は軍人が、恩給のために通算を認められる職務を離れたときまで、引き続き六か月以上現実に占めていた官職、等級、クラス及び号俸につき定められた指数に対応する給与額とする。」という指数でいきますからね。そういう意味で言うと、アメリカの方は、公務員退職法第十八条の(6)項「物価指数が基準月の物価指数より三%以上上昇している月が三か月継続するときは、当該継続する三か月の最終月の翌日を初月とする第三月の初日より前に支給開始された年金は、当該第三月の初日から、一%に物価指数の上昇率(ただし、継続する三か月の物価指数の上昇率のうちの最高のものとし、かつ、十分の一%以下の端数は四捨五入する)を加えた率により増額される。」比率、決まっています。ですから、だから私はこの辺で、いまここで即答は求めませんが、こういう諸外国の例もあるわけですから、こういうむずかしい経済情勢になってきて、当面

の問題として恩給受給者の皆さんの生活をということになるとすれば、恩給局はそこ一つの大きな視点を置いて御検討いただくのが筋だ、こう思っておりますから、一遍これは御検討いただきたいのですが、いかがでございましょう。

○小龍政府委員 このベースアップの指標を何にするかあるいは先ほど挙げられました支給時期をどうするか、こういった問題、これはほかの年金制度との絡みもあるかと思いますが、いろいろ検討してみたいと思います。

○大出委員 かつて私が、昨年でございましたが、恩給小委員会でものを申し上げましたら、恩給審議会の中身とか外国の法令の話をしましたら、皆さんの方がえらいとんちんかんな答弁をしましてね。だからこれは、実態に即して少し御研究いただかぬといかぬと思っておりますけれども、機会があれば私も調べたいと思っておりますが、ぜひひとつ御検討いただきまますようにお願いしておきたいと思っております。

ことしの人事院勧告などの推移いかんによつては大変微妙なことがで上がるという気がいたしますので、総裁、こちらにおいてになるのだけれども、ぜひこれは御検討いただきたいとお願いをいたしておきたいと思っております。

それから、次に各種改正をしておりますが、改正の時期をいろいろずらしたり何かしておりますけれども、これは余り感心したことではないのです。平年度一緒にやるんだというものの、これは特別な理由がなくて予算がないという大蔵省との関係でやむなくということだけですか、理由は。

○小龍政府委員 国会の決議で、すべて同じ時期にしろ、こういうのがあるのは承知しておりますが、ある枠内の予算で時期をとるかあるいは内容の密度を濃くするかという点についてはいろいろ検討した結果、四月、六月といたしたわけでございますが、これは昨年四月、八月であったものを二か月繰り上げて六月にいたしましたわけでございます。

○大出委員 恩給局、苦勞されて折衝されたわけですから、余り多く申し上げる気はありませんが、時間もなくなりましたので、重点的にあと二つ、三つ承りたいのですが、この加算恩給の減算率の緩和の問題なんです、実はここに結果がありますから先に申し上げてしましますが、加算年の恩給年額算入の経過ということでお調べいただいたものによりますと、妻子の扶助料というのは昭和二十八年に減算率が百五十%の三・五だった、四十一年で百五十%の五十になった、最短期限。だから、これは四十八年で完全に埋められて。七十歳以上の恩給、これが二十八年に百五十%の三・五でございましたが、四十八年で同じく埋められている。それから傷病者が、二十八年に百五十%の三・五、これが四十八年でございまして、百五十%の五十、それで四十八年でこれも埋まっています。六十五歳以上の方々が、百五十%の三・五のものが四十七年に百五十%の五十ということ、五十年でこれは埋められている。あと六十歳以上、四十八年に百五十%の二・五、ございまして、五十年で、あと五十一、五十二年、五十三年で、百五十%の二・五、百五十%の一・五、百五十%の五十。五十五歳以上の方が、三・五が五十二で百五十%の三に、こうなるのです。

加算恩給の減算率の緩和をこういうふうに行つてこられているのですが、ここで幾つか問題がございまして、この最短期限に達しない人、過去一時金で、一時恩給で一万幾らかもらつて終わっちゃつたり、多い人で二万幾らかもらつて終わっちゃつたりしている方がたくさんいる。途中で、たとえば下士官の身分がどれだけなければならぬというふうなことがあつたりいたしましたから動いておられますので、いまだにうっかりして一時恩給をもらへる人がもたらわたり、世の中にいっぱいございまして、加算を入れて十二年、最短期限が満了したから軍人恩給の適用を受ける。実在職年数との関係を埋めてきた。そちらの方は優遇されているのだが、十一年六か月であつた、十一年十か月というの私の取り上げたケー

スの中にはございました。そういう方々は、最短期限に達していないからというだけでいしえの金の一時金をぼんともらつて終わる、あとの手直しのしようはない。これは私は大変大きな不合理だと思つております。だから、ここで実在職年数との関係でいろいろな優遇措置をおとりになるならば、最短期限に達しない人の場合も洗い直して、何らかの方法を考えなければならぬ時期に来ているのではないかと気がして。それでなければ、十二年と十一年十か月と一体どう違うのだ。川崎先生の二十五歳のいきさつは、ございませぬけれども、表街道から言えは足りない、足りないけれども議決で決めて本会議で行う、だれも反対しないですよ。大変にこれはお気の毒だというふうな感じが思うからですよ、生前の御遺徳もございませぬ。しかし、軍隊に行つて加算がつく場所にといたということ、身の危険を冒してきたわけですね。そうだとすると、結果的に十二年にならないという方々の場合だつて、これは何か考えなければ不合理である、こう私は思つておりますが、そのところを一体いまま御検討くださったことがございませぬ。

○小龍政府委員 一時金につきましては、先生も御承知と思いますが、昭和二十八年の軍人恩給復活時に下士官、兵とも七年以上ということと定められたわけでございますが、その後逐次制限を緩めていきまして、現在は三年以上の下士官、兵、これに給することにしておるわけでございます。特に兵隊の場合は、戦前にこういう制度がなかったわけでございます、ただいま先生のおっしゃつたように、いまの世の中になって、下士官、兵を分けるということについての意味合いもあつたかと思ひますが、それで兵も復活してきた、こういう考え方だろふと思ひますが、これは御承知のように二十八年の給与、仮定俸給を基礎にして計算されておるわけでございます。これも、すでに二十八年当時ありました下士官の一時恩給、これとの均衡を考へて、そういう定め方がされてお

る、このように理解しております。年金につきましては、これは相当長い期間国のために忠実に勤めたという功勞に対する国の償いといえますが、これをやっておるわけでございますが、現在のいろいろな年金制度等から考えましても、實在戦年が十二年に満たないという方については、やはり一時金という形でやむを得ないのじゃないか、このように考えております。

○大出委員 私どもの委員長の飛鳥田が福田総理に今国会の冒頭にお目にかかったときに、こういう年金をもらうところまで達しないような方々はいま国民皆年金という形で進んでおるわけでございます。一時金で、三年くらい前になりまして、四年くらい前になりまして、一件いろいろ問題があったのがございまして、下士官の年数足りずりで、この方は磯部さんというおすし屋さんですが、二万二千円だったか二万幾らだったか忘れましたが、一時金です。昔の自分の勲章だというわけで、神だに上げて、使わないでここに置いておくのだ、しかしいずれにしても、昔の苦勞してきた代償からすれば少ないね先生、という話でありまして、私も一生懸命まじめにみたようなものの、しみじみそう思った時代がある。飛鳥田委員長は、そういうふうなことも含めて、各種年金に通算すべきではないかということを総理に申し上げた時期があるのです、ことし。

私はいまここに一つの例を持っておりますが、三月三十日に私のところに来ていた手紙でありまして、兵庫東城崎郡城崎町桃島一二五七の五、山本房治というのです。旧姓日下部房治、お婿さんだったんですね。現在の姓が山本房治。この人は昭和十七年四月一日鳥取中部四十七部隊山根隊に入隊した、これは陸軍二等兵、昭和十七年六月一日に広島港を出発した、昭和十七年六月三日に朝鮮の釜山に上陸してシナへ出発した、昭和十七年六月七日に北支派遣第三九一二部隊尾尻隊に転属、昭和十七年七月一日陸軍一等兵、昭和十八年四月十日北支派遣戦車二十六部隊山根隊に転属、昭和十八年七月十日陸軍上等兵、昭和十九年

十二月十日陸軍兵長、昭和二十年八月十五日終戦、昭和二十一年四月一日北京着、昭和二十一年六月十日内地帰還のため上海出発、昭和二十一年六月十五日佐世保上陸、昭和二十一年六月十八日除隊、帰郷、こういうわけですね。山本房治、旧姓日下部房治。この方を見まして、ちょっと目の子計算をしてみると、最短恩給年限に達するの、ちょっと足りないかも知れない感じがする、あと細かく当たってみないとわかりませんが、いま私が読み上げましたから、後でお調べいただければわかりますが、そういう最短恩給年限に達しないぎりぎりのところ、この方は戦地加算がついてますから、そういう意味で言うと、いま私が挙げたこの一例、この加算減算、つまり加算恩給の減算率緩和というのを、一方では最短恩給年限に達している方、もちろん實在戦年数との差があつて、それをいろいろ優遇措置を講じてきて

いる。ところが、期間ぎりぎりの方、しかし最短恩給年限がなかったという人、これはいまのお話の一時金も、それつきりでもよろしゅうございませう、好んで行ったわけじゃあるまいし。そうでしよう。ということになると、そこらのところを、この辺まで来たならもう一遍考えてみる時期じゃないのか。本来戦後処理という事で、そういう思想的な背景で軍人恩給の復活以来進んできているわけですから、一応十二年というのがあるからそこはいいとしても、それじゃ一体、十二年にわすれずか達しない、達しないが規定だから十一年十カ月でも十一年十カ月でもだめなんだという。国会じゃ、川崎先生の例を挙げましたが、二十五年に達しないけれども、何とかしようじゃないかという空気になる。これはだれが聞いたってあたりまえ、読んでみたら、気の毒だなというところになる。だから、そうだとすると、そこらのところは国民皆年金ならばそこに通算をするなり、さっきの日赤赤義士の皆さんの件だって、一番最後の方は、各種年金との通算方式なんかのことを、皆さ

らだつて、非常に困難だがなんと言いながら検討されているわけでしょう。そうでなければ、昔の一時金は返していいわけだから、それなりの恩給制度の中に組み入れることは不可能なことじゃありません。これはたとえば救護施設の問題を私はこの前取り上げていろいろやりましたら、今度の予算折衝で直りました。老人を収容する各種救護施設は全国にたくさんあります。百幾つあります。八十人以上のお年寄りを収容しているところには、榮養士さんを一名配置するという定員がある。七十九名のお年寄りを収容しているところには、だから榮養士さんが配置できないのです。じや、七十九名と八十名とどれだけ違うんだということになると、収容している方々の状態から見ると、そんなばかなことはないじゃないかということ。そんなばかなことはないじゃないかという基準を緩和してしまつて、七十九名でも榮養士さんを置くということによりやくなったわけですから、中にも、十二年、十二年というの、私どもの頭の中にも、十二年と入っている恩給の概念です。だがしかし、戦後処理ということを考えれば、十一年十カ月、十一年十カ月という人の場合に、それじやそれを救済したら、七カ月はどうなんだ、六カ月はどうなんだということになるけれども、段階を経て、さっきの一時恩給だってそうでしょう。七年だ、八年だというものを、下士官の年数が二年あればいいとかあつて、詰めてきて、やれ三年だとか減らしてきていよう。同じことじゃないですか。それでしよう。ならば、ぼつぼつこの種のケースは検討しなければならぬと私は思う。通算をするか、そうでなければ恩給に組み入れるか、年金に組み入れるか、そこを考へるべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○小沢政府委員 ただいまのお話の、年金に組み入れるというか、通算するといひますが、これはいろいろ厚年の制度あるいは国年の制度、こういうものとの恩給との制度の違いあるいは性格の違い、こういったものから非常にむずかしいという

ように理解いたしております。それから、十二年がよくて十一年九カ月がだめだというのはおかしいじゃないか、こういうお話でございますが、やはりどこかで切るとなりますと、そういう問題は出てくるかと思ひます。先生の、おっしゃられることもよくわかるのですが、同じ十一年行つても非常に苦勞した人あるいは十二年以上でも苦勞してない人、それはいろいろ突

○大出委員 これはいま傾斜配分改定方式をおとりになつていますが、私が、いまから言へば六年前くらいになりますか、大分苦勞して資料をつくらして質問を始めたときには、長い方式でございますからと、にべもない答弁でした、とてもできませんと。それを一生懸命詰めてい

つたら、今度は、技術的に困難だという答弁に変わった。技術的に困難なら、こういう方式でやってみるといつて、試算してくれと言つたら、決々試算をされた。私は幾つかいまままで皆さんと意見が対立をして、私の申し上げたようになつた、日満日なんかもそうだけれども、なつたケースがある。最初の答弁といひのは、新しい問題を提起をする、必ずしもよいような小沢さんみたいな人

議員の皆さんについて、もう逃げませんと言っているから、いままです逃げたのでしよう。これはそういうことになる。だから、そうにべもないことを言わないで、やはり世情を少し聞いてみるという、そのくらしい気持ちを少し聞いていたではないと、もっとも、あなたが恩給局長をやっているうちに、この問題がすぐ片づくと思っていまません。だから、そのところは、そういう言い方じゃなしに、矛盾は矛盾なんだから、十二年ちょっと欠けたって、いっばし年金をもらっている人、これに比べれば、それは最低保障もされたり何かして、こんなによくなくなつちやうのに、実際には、片一方の方はさんざん苦勞をさせられて帰ってきて、加算を入れても十二年ちょっと欠けるともならない。そういう方々についてやはり目を向ける時期が来なければおかしいという気が私はするから言っているのだ、国民皆年金なんと言っているなら、通算方式だつてあるのだから、その方のいま持っている年金に通算してあげた方がいい。フランスの例だつてそうですよ。これは郵便局なら郵便局の職員で恩給をもらう人、一般の年金制度があります、選択権があるわけでしょう。自分の方の郵政なら郵政の恩給が高ければそちらに行けばいい。選択権がある。共済適用をやった後だつて選択権という問題が出てきている。だから、方法としてはいろいろあることがある。だから、むげにそうおっしゃらないで、矛盾はお認めになるなら、まあ、これはもちろんすぐに間に合わないの承知で物を申し上げているのだから、将来に向かつてそこらところも一遍検討してみたいとかないとかという気持ちにはなつてくたさいよ。

○小蔵政務委員 先生の話、本当によくわかるものですが、今後とも勉強させていただきたいと思ひます。

○大出委員 そう言っていたかぬと、どうも時間がかかっているのですけれどもね。

もう一つは、老齢福祉年金の増額並びに同年金と恩給年金との併給限度の改善、これは大きな問題で、老齢福祉年金と普通恩給との併給制限です

ね、今度は三十三万円から三十七万円に引き上げた、こういうわけですね。ところが、どのくらい、どういふことになるのかというのを、ちょっと目子で当たつてみて、たとえば三十三万七千九百円というの、これは六十歳以上の人でですね。これが四月改定で、六月改定では三十六万円になるといふのです。そうすると、差額が出てくる人はその差額だけでもええわけですね。つまりその限度まではもらえないから、併給しないから、損をしてしまう、こういうわけですね。これは私は少し矛盾があるのじゃないかと思つて、これで長い議論をする時間もないので、実は週休二日制の問題に行きたいものですから、時間がながいので長い議論はいたしません、これは一般の町の皆さんが、私どもが町でしゃべつておられますと、さへ寄つてきて、大出さん、ときに老齢福祉年金とさやかな定額普通恩給をもらつていらっしゃるけれども、この併給制限というのはひど過ぎますよ、恩給をもらうにはもうだけの理由があつたというわけですね、下つ端官吏で長年苦勞してやつてきてもう理由があつたというわけですよ。それだけじゃ生活がでない、年もつた、老齢福祉年金という制度があつてくれる、やれやれと思つたら併給制限、これでもつてだめです。これ何と申していただけないかと言ふ。娘に婿もらつたが、娘が早く死んでしまった、孫のめんどろを見ていらっしゃるんだんでしんみりこぼさるちやつて、言われてみると、確かに長々と私に説明するその人の気持ちがわかるのですよ。下つ端官吏で一生懸命十年一日のごとく働いてきて、残つたものは恩給だけです。それも大変に低い。そこへ老齢福祉年金という制度ができた、やれもらえと思つたら併給制限とくる。だからこのところは努力されてないわけではないことは認めるが、どこかで、これは共済その他厚生省との絡みがありますから、重点がどつちかわかりませんが、厚生省においでいただいたんだけれども、ひとつ厚生省の方、恩給局の方、両方でこれに対する御見解を私に聞かしていただいて、時

間がありませんから深い議論はいたしません。その答えに基づいて私は私なりに調べてもみ、検討もしてみたいのでございますが、いかがでございますか、御答弁願ひいたします。

○長尾説明員 御説明申し上げます。

老齢福祉年金と恩給等との併給のお話でございますが、国民年金ができましたときに老齢福祉年金制度というものができたわけでございますけれども、先生よく御承知のように、国民皆年金になります前にすでに老齢であられた方、また国民年金に入られなくても必要といたします拠出期間を満たすことができないという方を対象にいたしまして、福祉年金というものを支給するという仕組みになつておるわけでございます。この考え方がいたしまして、公的年金を受けておられます方につきましては、福祉年金は併給をしないということが原則的な考え方としてやつてまいつたわけでございます。

しかしながら、ただいま先生お話がございましたように、具体的には定額の公的年金しか受けておられないという方がおられることも事実でございます。そのことに着目いたしましてある一定額を限度といたしまして併給をする、こういう考え方をとつておるわけでございます。いま先生のお話は、いわばこういう一定の限度を設けるというのを考え直してはどうかという御指摘であらうかと思つたわけでございますが、御承知の各公的年金制度それぞれが抱えております問題の中でそれぞれ額を充実していかななくてはならぬ、私も自身、たとえば国民年金におきましてはこの老齢福祉年金の受給者に続きます五年年金受給者、十年年金受給者というものが相当数に出まいておるわけで、現実には老齢福祉年金該当、すなわち七十歳という年齢に到達いたしておられます。これらの方々につきまして、現実にはこれは恩給と違ひまして全く併給はいたしておりません。つまり同一制度の中でございまして、二つの老齢給付を給付するということができませんので、併給をいたしておらないわけでございます。

す。そういう観点からいたしますと、現在の限度額というものを撤廃するということは非常に困難である、こういうふうに承知をいたしておるわけでございます。

○大出委員 これは恩給局の所管というよりは厚生省の所管でしょう。実はいまのお話はよくわかつておるのですが、つまり三十三万を三十七万に今回は引き上げるといふわけですね。そうでしょう、一例を挙げれば。そうするといふのお話からいって、その三十三万というのは科学的に一体どういふ水準をねらつたのか、じゃそれを三十七万に引き上げたというのは科学的にどういふ水準をねらつたのか、大変にむづかしい問題なんですよ。たとえば二百一十五万五千円というのが四人世帯の国税の課税最低限ですね。あるいは百四十一万八千円というのは地方税の課税最低限でしよう。何でこんなに違うんだ、科学的にどこに根拠があるんだ、この話は支離滅裂ですよ。国際的に見て生活費に税金をかけるというのはいくらもあつたことだ。これは例を挙げて言えはそういう例もある。つまり、どこが一体限度であり、どこが基準なんだというところになると、今回三十七万に引き上げたが、三十八万じゃ悪いのか、三十八万で悪いという正当な理由は出てこないと思ひます。だから、いまおっしゃる国にも予算の関係もあり、腰だめで物を考えてこの辺だということもあり、いろいろするでしょうが、そうでなくて、もう少しこの辺は根本的に物を考え直してみ、制度が十七年の厚生年金以来いろいろなことが出てまいりました、これだつて天達忠雄さんのような学者に言わせれば、戦争の金集めにつくつた厚生年金だという意見が出てくるので、そうすると厚生年金にまづ入つて、駐留軍に働く人のように二十何万もいたものが全くなつてしまつた、厚生年金をみんな途中でやめてしまつた、そういうこともあるわけですね。だから懸ければ変えればいいのです。今回だつてこれはつまり国民年金法等の一部改正から出てきている問題だけれども、恩給局の方でも、こういう経済情勢の中だから、

若い人が対象じゃないんだから、そこらのところはもう一遍ここで考えてみなければならぬ、そう私は実は思っているんで、いま課長さんからるる御答弁いただきましたので、時間がございませんから、将来に向かって私の方も検討させていただきたい、こう思います。

まだ幾つもあるのですけれども、私、時間を間違っておりまして、時間がなくなっておりますので、週休二日に關して少し承りたいのであります。

そこで冒頭に承りたいのですが、人事院総裁お見えいただきましたけれども、二回目の試行——私の顔も三度ということがあります、二回目の試行をやったら三回目も試行だなどというばかげたことをよもやお考えではなからうと私は思うのですが、私の顔が何回になるのですか。試行をやった、また今回は試行だ、また試行だなどということになる、これは穏やかでない。そういう意味で、まずもって総裁の御決意のほどを今回の試行に当たってお聞かせをいただきたいのですが、いかがでございましょう。

○藤井(員)政府委員 週休二日制の關係につきましては、事柄はきわめて重大でございまして、はなから本格実施ということはいかががというようなことで、第一回の試行を昨年の十月から一年間にわたってやったわけでございまして。これは最初の試行でございまして、その密度を濃くしてまいるというわけにもまいらないというようなことから、あのようなことでお願いをしたわけでございまして、これを踏まえましていろいろ検討いたしました結果、前回の試行においてはもうちょっとやはり密度が足りないのではないかと、いう点と、それからもう一つは、いろいろな事情から実施ができないところも少数ではございますが、現実にあつたわけでありまして。こういうところもやはりいろいろ御事情はあらうけれども、いろいろな点をひとつ御工夫をいただいで、できる限り困難を排除してやってもらう、やってもらうことによつてそこに問題点が浮かび上がってくるので

はないか、そういう点をやはりもう一遍詳細に具體的に検討し、その結論を見きわめながら次のステップというのを考える必要があるのではないかと、いうことで第二回の試行というに踏み切ったわけでございまして。幸い今回は第一回のときと違ひまして、各省とも大変御協力をいたいただくような姿勢でもって、こちらが書簡を出しましたのを受けてわりと早く御決定をいただきました、四月から一年というところで目下第二回の試行が行われておるという段階でございまして。

試行ということでございますので、これは紋切り型で恐縮でございまして、やはりやってみた結果というものを問題点を把握し、検討して、次にどうするかということになるわけでございまして。ただ、そういう面から申しますと、試行の結果を見てからというところに相なると思いますが、常識的に言つて、試行を何回も続けていく、極端な例を言へば三回も四回も続けていくというものは、試行としての意味合いから申して常識的でないというところは事実でございまして。

しかし、いずれにいたしましても、これから一年間の期間がございまして、その間にいろいろ問題点も出てくると思ひますけれども、結果を見きわめた上で、次のステップというものを考えざるを得ない時期が来ると思ひます。これは来年の勝負というところでございまして。これを取り巻く環境というものは、いろいろ厳しいものがございまして。また、現在こういう民間の不況ということもありまして、われわれに對する風当たりも大変強いことは事実でございまして。しかし、それとこれとは別問題というところで、私は踏み切らざるを得ない時期が来るのではないかと、いう覚悟はいたしております。そういうつもりで対処していきたいというところでございまして。

○大出委員 いまの御答弁、大変前向きでありたいのでありますが、私が何回か藤井さんに質問をしてきた過程で、試行というのは何のためにやるのだ、実施を前提にしなければ試行ではないではないかと言つたら、それはそうですという御答

弁が返つてきまして、そのことが当時そういうことではなかったではないかとか、いろいろな意見が出たことがございまして、総裁の気持ちには、試行というのは実施が前提で試行をやっているのだ、こういうお気持ちであることを何回も実は御確認をいただいているわけでございまして。その上で、いま私の質問に對してのお答えは、試行という限りは実施ではない、しかしそう試行試行というわけにもまいらぬ、つまり三回も四回もという試行は常識的でない、こういう御答弁です。三回も四回もというの常識的でないという御答弁に三回が入つておられますので、いま二回目でございますから、そうすると、二回おやりになつて三回目に行くと、これは常識的でないのですから、いまの総裁の答弁の結論は、今回の試行の結果に基づいて、本来お話しになつてゐる、実施が前提の試行だという意味での実施に入るといふことになつて、つまり、この後さらに三回も四回もというの常識的でないという御答弁ですから、そのところは実は大変前向きに受け取らしていただいで、ありがとうございまして申し上げたのでありますが、これはひとつお変えにならぬでいただきたいのです。

そういう前提で承りたいのですが、試行は、いま四月から始めて一体いつ終わりますか。

○藤井(員)政府委員 一年間ということでございますので、来年の三月末日までということでございます。

○大出委員 試行が三回、四回というのは常識的でないのですから、よく常識的に考えれば、来年の三月末で二回目の試行が終わる。前回のときにいろいろありましたが、各省それぞれおやりをいただいているということでありまして、素直に考えれば、そこから先は本格実施の段階だといふふうに理解をしたいのですが、いまここで確約はいただかなくてもいいのですが、そういう方向での精いっぱい御努力をお願いできますか。いかがでございましょうか。

○藤井(員)政府委員 第二回の試行に入っておりますので、試行の結果を見た上で次のステップということになるというものは、これは紋切り型の御答弁でございまして。いまの段階では、それ以上に申し上げることは差し控えた方がよいのではないかとと思つております。

ただ、いまもお話しになりましたように、私も申し上げておられますように、試行ということに踏み切りましたのは、やはり天下の大勢として、本格実施ということにいずれ踏み切らざるを得ないのではないかと、そのための問題点の把握ということを前提にやつたわけであります、それでなくて、試行をやつてぐあいが悪いからみんなやめて、私は、そういうばかんなことはいないというたてまえに立つて試行に踏み切つたというつもりでございまして。その点はひとつ御了解が賜りたいと思ひます。

ただ、いろいろやつてまいる段階において問題点が出てくることも予想されます。第二回の試行の結果何か非常に大きな重大な問題が起きてくるとかいふようなことに相なりますと、その段階においてまたいろいろ事柄を考えてまいらなければならぬという面もあるかと思ひます。しかし、大体第一回の試行というものの結果で、やれるところは何とかやれる。むずかしいところはなかなかむずかしい点もございまして、そういう点も今回の第二回の試行では、さらに積極的、何とかして一緒にやろうじゃないかというふうな風潮が出てきておることも事実でございまして。一番むずかしいのは、御承知のように病院、診療所ですね。こういう点でもって、これらをどうしていくかというところは、方針が決まればならぬと思ひますけれども、全体の方向としては、やはり世界の大勢であり、公務員につきましてもその点は全然放置はできないのではないかと、いう前提に立つて、これを行つておるわけでございまして。

さらに、今年の民間給与実態調査の際には、大体足踏みだろうと思ひますけれども、さらに追いかけて、民間の実施状況等もさらに詳細に把

握をいたしたい。そういう点も参考にして、次のステップということを考えていかなければならぬと思っておりますが、いまのところは、三月いっぱいまで終わった後の段階におきまして、いろいろな点を検討した結果、次のステップ、これはやはり前向きなステップということで、少なくとも私はやっていきたいというつもりであります。

○大出委員 後から承ろうと思つた点まであわせてお答えいただきましてありがとうございます。この試行の過程で、三回、四回というのは常識的でないというこの言葉の中に、総裁の気持ちがよくわかるわけでありまして、それだけに、今度の試行の過程でチェックポイントがわかつているわけでありまして、いまもお話がございまして病院だとか、航空部門で言えば管制だとか、あるいは前から問題のございます海上保安庁だとかいろいろありましたが、この人事院がもし出た書類に幾つか書いてありますが、そういうポイントがわかつておるわけですから、そこをひとつ慎重に細かくチェックしながら、大體試行が終わるそのころまでには全体の把握もきちっとできていく、そういう段取りが必要なのではないか。おやりになっているのだらうと思ひますけれども、そこらもあわせてお願いを申し上げておきたいわけでありまして。

あわせてもう一つ承つておきたいのは、厚生省の援護だとか、海上保安庁の警備救難だとか、運輸省の航空管制だとか、文部省も入りますからいろいろ問題がありますけれども、そこらを細かくチェックしていただいて、それで今度の計画は一年間十二回やってもええなかなというのを、私は何遍か当時担当の局長さんにはお話ししたのですが、四週間を一月として六カ月間に六回、前は三回だったのですから今度は六回で倍ですね。これは全職員を二つに分けるわけですから、そういう意味で言うと、たとえば一万人を五千人、五千人に分けて半枚上陸になるわけでありまして、だから、その限りでは六カ月間で六回になるのですね。前回は三回ですから、倍になるわけでありま

す。年間では半分しかやりませんから六回なんですけれども、実施期間が半年だから、半年に六回、こうなるわけですね。ここでやむを得ぬというふうな私が思ったのも、実はいま挙げた幾つかの官庁、病院を含めまして、そういうところの難易の度合いということもあり、年十二回というところを固執してみても、御参加いただけぬ官庁が出てきたのでは意味がない、そういうことも考えて、この辺かなという気になったというのが、われわれの側の気持ちでもあつたわけです。したがって、難易の度合いのわかつている第一回の試行の後でございまして、ぜひひとつそこを十分チェックしていただいて、何としても三回、四回という常識以外のところにはいかないようにひとつこれはお願いをしておきたいわけでありまして。

そこで、周囲の環境厳しいものがあるという御指摘がわからぬわけではありませんが、逆にわれわれの見るところ前進している面の方が多い、こう考えなければならぬ点が幾つもございまして。

時間もありませんから、その点を幾つか承つておきたいのでありますが、藤井労働大臣に組合の方々が何遍もお目にかかつて話をしておられるようでありまして。労働大臣のおっしゃっている中身からすると、「私が労働大臣に就任して最初の仕事で中央労働基準審議会の「労働時間対策のすめ方」の建議をうけたことだった。労働時間短縮・週休二日制は前向きに検討すべき課題である」という。特に「日本人は働きすぎだ」という海外からの批判もあり、また、日本の産業構造の改善、低成長の中で雇用をふやす、という立場から、時間短縮・週休二日制をすすめるべきであると考えている。この不況のなかで、遊ぶ時間をふやすというのはどうか……という考えもあつたが、頭の切りかえの時期にきていると思う。」というふうに価値観の相違、その他も述べられて、まさに決断のとき来る、あるいは決断のとき近づいてきているのです。

ここで一つ出てくるのに、銀行の週休二日制について、銀行法、手形法などの関係がある。郵便局との関係がある。これは農協の関係もあるのです。そういう意味で、そこらのところのコンセンサスをどう得ていくかということが腹を決めようとするは当然出てくるわけですが、そこらにまで触れて物を言っておられるわけですね。だから、労働大臣自身のお考えというのは相当前向きになつておる。先頭に立つてやりたい、こう言つておられるわけですね。労働省が先頭に立つて大臣談話「などマスコミにもとりあげてもらい、国民的合意をめざして前向きにやっていきたい。」と言つておられる。先頭に立つてやりたい。歴代労働大臣でございましておっしゃつたのは初めてでありまして、私もその態度チェックして見ておりますが、これはどういふことかとすると、周囲の状況が、諸外国の事情もあります、大臣をしてこゝまで言わせる状況になったのだらうと思ひます。こゝらはその後どういふふうにお考えかは、労働省からおいでをいただいておりますから、この答弁を受けて承りたいのであります。

そこで、いま御指摘申し上げた労働大臣答弁を受けて、去年の十一月の中央労働基準審議会の建議、こゝで行政指導なら行政指導という面でも労働省が先頭に立つてやるといふのですが、何をやるのかという問題がある。中央あるいは地方の地域ごとに産業あるいは労働、つまり中央は中央、地方は地方の地域ごとにどういふ産業を、あるいは地域の労使協議、あるいは中央の労使協議、どの地域でどういふ労使協議をつくるか、こういう具体的な問題が残されているか、この問題です。そこらには一体労働省としては、以後どういふふうにお進めになるかとお考えになつておられるのか、コンセンサスが必要わけでありまして。それからもう一つ、最近の労働省調査、新聞で見ると、別に後退しているわけではありませんが、週休二日制の進展の度合いが旧来よりは落ちておる。それはできるところはやってしまつておるから、落ちておるのです。そういう意味で、

この中身を見ると、繊維だとか機械金属だとか構造不況産業、こゝらのところで多少ふえておるといふのだが、必ずしもそうとらぬでもいい面も出てきている。こゝらを踏まえて、いまのところ労働省はどういふふうな、コンセンサスを求める意味で、行政指導等の面を含めて御努力を願つておられるのか、あるいは御努力をなさろうとするのか、ちよつとお答えいただきたい。

○宮川説明員 昨年九月末日現在での調査ということで労働時間制度調査がございまして。いま先生御指摘の多少足踏みではないかということでもございまして、私もさういふことは、五十年を底とします今回の不況が非常に長い時間続いておりますが、それを考えてまいりますと、もつとはつきり後退するのではないかと危惧がむしろございまして。そういう点からいいますと、本當の未曾有ではございまして、多少前に動いたということは、それなりに評価されていいのではないかと。特に、この調査の中で見てまいりますと、どうしてもやらなくてはならない、比較的近い将来やりたいと考えている企業が前回調査と比べますとかなり目立ってふえておりますので、週休二日制の進展につきましても機運は決して衰えていないというふうに理解しております。

それから行政指導につきましましては、昨年十一月末に中央労働基準審議会の御建議をいただきました。藤井労働大臣が就任されましたから大いに積極的にやろうというところで、いま御指摘がございましたような業種別あるいは地域別の会議等の開催を通じて機運の醸成を図るというのを中心に指導を進めてまいりたいと思つておりますが、どういふ業種あるいはどういふグループを選ぶかにつきましては現在検討中でございますが、いずれにいたしましては五月、六月ぐらゐまでにははつきりしたものを世間にお示ししたい、それが大臣の御指示でもございまして、そういう目途で現在検討を進めておるところでございます。

○大出委員 もう一つ大蔵省関係の皆さんに承つ

ておきたいのでありますが、三月二十八日に大蔵委員会で決議等が行われています。金融機関が実施するのには銀行法十八条を緩和、改正の必要があるというふうなことで、あるいはそのために利用者の理解を求め、かつ、郵便局だとか農協だとかそういうところと一緒にやるような方向で、あるいは三番目に、利用者の理解を求めるPRを全銀協、銀行協会ですね、ここに大蔵省から働きかけて行政的なプッシュをする、あるいは円滑実施の具体的な諸問題を検討するようにしたいとか、一番最後のところが、金融制度調査会の審議に關して公務員あるいはその他の皆さんと一緒にしようがあるのです。これは実は一にかかっ

も、現時点ではまだ時期尚早だ、しかし長期的に考えればこれはどうしてもやるべき問題である、そういう意味から銀行法十八条を弾力化するということは、これは適当であらう、大体こういうふうな感觸であつたと思うわけでございます。

いま先生御指摘のとおり、この三月二十八日に衆議院の大蔵委員会の小委員会におきましてや十八条の改正が必要である、ただいろいろな条件がありますから、そういう意味で早くそういう条件もあわせて促進するようにすべきだ、こういう考え方であの決議が行われた、こういうことだらうと思ひます。現に私もさうく全銀協その他の関係者を呼びまして、こういうふうな決議があつたのでひとつ今後ともPR、あるいはもつと積極的に利用者の理解を得ていくというところに努力すべきであるということをお願いしてあるわけでありまして、すでに全銀協におきましては、このための特別の委員会のようなものをつくりまして、具体的にどういう対処をしていくか、あるいはどういうPRを講じていくかということの検討に入つておるわけでございます。

○大出委員 じゃ、これで締めくくりにいたしますが、金融制度調査会の佐々木会長が十二月十三日の総会で、私としては、週休二日制についてははつきりいつからということはまだなかなかに決まれないにしても、実施の方向へ努力すべきだという気持ちを持っています、今度の取りまとめの中でも一つの試みとして月一回の土曜日閉店制から段階的に実施していったらどうかと、問題を一つ提起しているんですね。銀行が月一回、土曜日閉店、ここからやつていったらどうか。外国にもそういう例があります。西ドイツなんかさうであります。銀行法十八条だけを切り離して検討することもある考えはならないとされている、こういう問題はみんながただ意見を言いつ放しでは進行しない、関係者が集まって、具体的にどうすれば実現できるかということと相談しなければならぬ、ということまで言つて、果たしてこれが適当な場かどうか、このために別な小委員会みたいなもの

をつくつたらどうかというふうなニュアンスのことまで会長みずから提起されているわけですね。そういう意味では環境が非常に前に向いてきている、つまりこの国の官庁相互の関係というのは、

をつくつたので、三事業全体を総合した形の中で考えていかなければならないというふうな、週休二日制を実施していく場合のいろいろ困難な問題があります。

そこで、最後に郵政省の方に、郵便局がございしますから、通信委員会でも何回か米田東吾君等から意見が出ておりますが、いま人事院総裁もああいうふうに言つておるわけですが、一緒にでなければ困る、このところを全部閉めるわけにはいかない、いかなければ、貯金部門なら貯金部門だけという方法だつてなくはないので、非常に微妙な答弁を皆さんの方はされておつて、そこが逃げになつては困るので、どういふふうにお考えかを――むしろ逆に、大蔵省に郵政省も協力をする、また人事院をバックアップする、こういうところまでいっていただきたいと思つてゐるのです

が、いかがでございますか。

○大友説明員 ただいま郵政事業におきまして週休二日制の実施ということにつきまして御質問があらつたわけでございます。

先生すでに御案内のとおり、郵便局におきましては、ほかの金融機関と比較して取り扱う業務が若干異なつておる点がございします。郵便業務あるいは恩給、年金、児童福祉手当の支給というふうな、他の金融機関で取り扱っていない、郵便局だけでしか取り扱っていない業務があるというふうなこともございします、また全国各地に置かれております郵便局の窓口を閉めるというふうなことになる、同時に郵便の窓口を停止するというふうなことも絡んでくるわけでございまして、そういう面でもサビス面におけるいろいろの問題がございします。こういふ面について広く社会的コンセンサスが得られなければならないというふうに私も考えておるわけでございします。同時に交代制勤務の職員あるいは配達部門あるいは奨励部門の職員の扱いをどう扱っていくか、あるいは郵便、貯金、保険、三事業を一体として運営していくことを基本としたとしてお

りますので、三事業全体を総合した形の中で考えていかなければならないというふうな、週休二日制を実施していく場合のいろいろ困難な問題があります。

○渡辺(喜)政府委員 金融制度調査会の本問題審議の状況については、この委員会で御説明をしたと記憶いたしておりますが、そのときのおおむねの方向といたしましては、現時点ではまだいささか時期が尚早である、全般的な国民の理解といひますか、あるいは他の一般産業における週休二日制の実施の状況とか、現実の金融機関の窓口における土曜日の繁忙というふうなことから見まして

○大友説明員 ただいまお答え申し上げましたとおり、種々検討を要するいろいろな問題がございまして、従来から検討を続けてまいりましたわけでござ

○大友説明員 ただいまお答え申し上げましたとおり、種々検討を要するいろいろな問題がございまして、従来から検討を続けてまいりましたわけでござ

○大友説明員 ただいまお答え申し上げましたとおり、種々検討を要するいろいろな問題がございまして、従来から検討を続けてまいりましたわけでござ

○大友説明員 ただいまお答え申し上げましたとおり、種々検討を要するいろいろな問題がございまして、従来から検討を続けてまいりましたわけでござ

ざいですが、今後も一般国家公務員の動向という

ようなものも見えながら、一般国家公務員が実施される場合、私どもやはり国家公務員でござい

ますので、それにおくれないうにということでの考

え方は基本には持つておりますけれども、なお解決しなければならぬ問題というのは多々あるとい

うことで御理解いただきたいというふう

に考えております。

○大出委員 どうも大変ありがとうございます。

総務長官にひとつ前向きにこの問題は進めてい

ただきたいのですが、一言最後に何か言ってお

て下さい。

○稲村國務大臣 先ほど人事院總裁からいろいろ話があり

ましたが、問題は、先ほど来郵政、大蔵、労働省と三つの意見を聞いておりまして、も

ろいろの意見があるわけです。そういう意味から、やはり行政としてはこれに対応するとい

ういう立場から第一回目の試行には問題点が多

かった。また、参画をしなかった官庁も多い。そ

こで、第二回目の要請を受けまして、四月から実

施することになったわけです。雇用関係から見

る場合と、また経済の推移の情勢、あるいはまた民間のこれに対するなじみぐあいと申しますか、それから世論、こうい

し、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後三時三十分開議

○始開委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。新井彬之君。

○新井委員 初めに、恩給の実施時期についてお伺いをいたします。

昭和五十三年四月一日から恩給年額の増額、扶養加給の増額、最低保障の改善措置、昭和五十三年六月一日から公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給等、寡婦加算、遺族加算、特別加給、仮定俸給の改善等、昭和五十三年十月一日から加算恩給の減算率の緩和、断続在職三年以上の旧軍人の一時金支給、こういうことで今回法律が出てい

るわけでございますが、これは御存じのように、第八十回国会の附帯決議におきましても、「各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。」

こういうことで、いままで徐々にではありますけれどもも合わせてきたことはわかりますけれども、今回、こういうことになったことについてはなぜ

そうになったのかお伺いしたいと思ひます。

○小蔵府委員 お答えいたします。

いま先生がおっしゃったように、従来は十月から一カ月ずつ繰り上がってきたわけでございますが、いろいろの事情がございまして、昨年、ベ

ースアップについては四月実施、その他の改善については八月実施ということに相なったわけござ

います。今年もベースアップにつきましまして、いま先生おっしゃったように四月実施ということになりまして、その他の改善につきましまして、昨

年の八月よりも二カ月繰り上げて六月実施に

した。それから、軍人恩給の制限撤廃といひますか、加算減算率の緩和と、それから、断続三年以上勤続の兵に対する一時金の支給を十月に実施す

る、こういうことに相なったわけでございます。

私ども、国会の附帯決議については十分存じてお

るつもりでありますし、いろいろ努力してお

わけでございますが、ある枠内の財政で、実施時期を繰り上げるか、あるいはその財源で内容をも

う少し濃密にしていくなか、これについていろいろ検討いたしましたわけでございますが、二カ月繰り上げ、もちろんそれでもいろいろ問題はあ

るかと思ひますが、内容の濃密なものをつくり上げていく、これが後々いいのではないかと、こういうこと

もございまして、四月と六月、それから、いまの兵隊の制限緩和については十月、こういうことに

相なったわけでございます。

○新井委員 これは、何回もこの委員会と言われているのですけれども、恩給というのは、至るところで手直しをやりまして計算の仕方が非常に

かりにくいでしょう。局長だつて急にほんとに言われたらなかなかわからないです。そんな恩給局

しかわからないようなことをするよりも、やはり一定限度に止めてきつとした一つのスタート時点

を決めるといふことは大事なことですから、それでそう言っているわけでは、だから、一歩前進して

いるといふことはわかりますけれども、これについては、今後ともこの附帯決議のとおりひとつ努力をお願いいた

す。

それから、恩給の実施時期については、現職の公務員の給与より一年のおくれがある。これはや

はり八十回国会での附帯決議でありますけれども、これについてのおくれに特段の配慮をしな

さいといふ附帯決議でございますが、これについてはいかがですか。

○小蔵府委員 いま申し上げましたように、昨年からようやく四月実施というところにとどつ

きまして、今年も、従来の経過から言いますと、一カ月繰り上げ、一カ月繰り上げといううなこ

とがございまして、昨年は五月とか六月とかいう話

わけですから、あるいは五月と六月とかいう話

も出たのですけれども、まあどうやら四月に繰り

上がったといふことで、一応四月にベースアップ

を実施するといふことは大體定着したのではない

か、このように考えております。今後、これをも

つと繰り上げていくかどうか。これはほかのいろ

いろな公的年金との関係もございまして、附帯決議の趣旨を体しながら今後とも検討してまい

たい、このように考えております。

○新井委員 局長、これは一年のおくれがあるの

です。ほかの年金との関係があるから、一年お

くれているから、これはきつとしたなければい

けないといふこともあるわけですからね。だから、

そういうことから考えて、やはりそういうことじ

やなしに、もつと真剣にこのおくれは取り戻して

いかなければいけない、ついでには、そのやり方

についてはこうこういふような方法を考へてお

るというふうなことではないとちよつと困るので

す。それでなかつたら、幾ら附帯決議をつけてこ

んなことを言つても、いまみたいな答弁だつたら

解決しないと思ひます。これについても、そう

いうことで鋭意努力をしていただきたい、このよ

うに思ひます。

次に、恩給法第二条ノ二の規定等の問題につ

いて質問いたしますが、恩給法第二条ノ二の規定の趣旨と恩給年額改定方式の変遷の経緯について、

どういうぐあひになつてゐるか、まずお伺いた

いと思ひます。

○小蔵府委員 恩給法第二条ノ二というのは、恩給年額を社会生活の水

やっておったわけでございますが、昭和四十八年以降は、国会の附帯決議の趣旨もございまして、公務員給与によってスライドする、こういう形に相なったわけでございます。

なお、四十八年から五十年までは平均アップ率を使っておったわけですが、五十一年以降は、公務員給与のベースアップの傾斜を加味しまして、いわゆる傾斜方式と呼んでおりますが、上薄下厚の形でこれを行うという形になり、今回御審議いただいております法案においても、その方式でアップ率を考へておるわけでございます。

○新井委員 これは発表されておりますから、一度確認をしたいのでございますが、昭和五十三年度の消費者物価指数というのは、政府は何%と見込んでございますか。

○山田説明員 お答えいたします。

昭和五十三年度におきます消費者物価指数の上昇率は、年度平均で見まして、五十二年に比べて六・八%程度上昇するものと見込んでおります。

○新井委員 そうしますと、昭和五十年度の消費者物価上昇率は、幾らと見込んで、幾らになったのですか。それから、昭和五十一年度の消費者物価指数は、目標が幾らで、幾らになりましたか。

○山田説明員 物価関係につきましては私所管外でございますが、詳細存じっておりませんので、後ほど調べて御返答させていただきますと思ひます。

○新井委員 私、ちゃんとこのうこういうことを聞きますよというのを言っているのです。決して所管外の人が出てくることないのですよ。

では、こちらから申し上げますと、昭和五十年度の消費者物価上昇率というのは一〇・四%、これに對しまして五十一年度の公務員の給与改善率は六・九四%、それから昭和五十一年度の消費者物価上昇率が九・四%で、昭和五十一年度の公務員給与改善率が六・九二%ということになっております。こういうことになりましたと、現在春闘で、きょう回答が出たところもございしますが、物価は

上がるけれども賃金が非常に低い、こういうような状況というものが今後考えられてくるわけですね。それで、指標というものは、そのときそのときに右に行ったり左に行ったり、変わるものではないと思うのですが、少し長期的に見る必要がある、こういう昨年の答弁があつたわけでございますが、少し長期的に見るということとは一体どのぐらゐを想定して言っているのか、お伺いしたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えいたします。

昨年、国会の席上で確かにそういう答弁があつたと覚えておりますが、この増額改定の指標といったようなもの、これは、いま先生がおっしゃられたようにそう軽々に、これは物価が高いから物価、次は給与が高いから給与、こういう性格のものではないであらうというように考へておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、五十一年にようやく給与ベースというところに、これも国会の決議に基づきまして給与ベースの傾斜方式というのを採用して、今度御審議いただいております改正案で第三年目になるわけでございます。

最近ここ二、三年の傾向を見ますと、先生が申されたように、確かに物価の方が給与を上回るといふような状態もあるかと思ひますが、長い目で見ますと、かつては物価の方がずっと給与よりも高かつたという時期もございまして、さらに、この指標は、昔公務員であつた人の実質価値の維持という意味からは、公務員ベースというものがあつた。それから、公務員ベースと、物価とか、あるいはその他のものを総合した指標ではないか、このように私も考へておりますので、やはりもう少しばらばら社会経済情勢の動向を見守つていくという態度がしるべきではないか、このように考へるわけでございますが、これをいまから何年だ、こう言われましても、ちょっとこれから五年先とか三年先とかということでは申し上げにくいわけでございます。恩給そのものが国のために尽くされた方々への国の償いという意味を持っております、か

つ、ある種の生活の支えになっておるといふ点から考へましても、もしそういう状態が非常に長く続くといふようなことがあれば、これはまた考へなければならぬんじゃないか、このように思ひわけでございます。

○新井委員 恩給法の第二条ノ二で「国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、こういうふうに言われておるわけでございますが、この調整規定に伴うものは、まず生活保障としてのものなのか、あるいは一つの年金制度というふうなものとして考へておるのか、そういうものをやっぱり明確に考へる必要があるのじゃないかと思ひますけれども、年金そのものが生活を保障していくのだといふことのためならば、当然そういうことに合せていかなければいけないということになるわけですね。

これからの状況を見ますと、昨年の十月からこし三月までの半年間に日銀が買い支えたドルは約百億ドル、一ドル二百二十円と換算しても約二兆二千億円です。これが市場に出回つておりますね。それからまた、公債なんかの発行においてこれも非常に金が出てきてインフレ傾向にあるといふようなことが指摘をされておるわけですね。そういうわけで、一つの例を挙げると、金相場は昨年暮れで一グラムが千三百円だったものが現在は千四百十円になつておる。あるいはまた、土地の上昇も、国土庁の発表によりますと全国平均で二・五%くらい上がつてきた。こういうような状況がありまして、それから、さつき国債のことを言ひましたが、昭和五十年度から五十二年度までの三年間で十二兆四千億円の国債を発行してゐる。さらに五十三年度は十一兆円の国債の発行ですから、そういうことから考へまして、確かに物価指数が低ければそれなりの賃金でもいいわけでございますが、非常に安い賃金で、そして物価だけはどんどん上がるという状況が何年か続くといふことになりまして、実際問題、恩給なら恩給といふ一

つの問題についても、これで生活をされておる方といふのはとてもじゃないけれども生活はできなくなる。これはやっぱり非常に大事なことでですね。そういうことで私は質問をしておるわけでございますけれども、そういう意見については、先ほども長期か短期かという話がありましたが、これを速やかに改定しなければいけないわけですから、そういうことのために少しでも恩給生活者が安心して生活ができるのだといふような考へ方で進む気はございしますか。

○小野政府委員 私ども、恩給法の二条ノ二でいま先生おっしゃつたようなことを義務づけられておる、このように考へておるわけで、今後とも、どんな指標が恩給を受ける方たちにとつて一番ふさわしいか、こういったことを常に考へながら検討してまいりたい、このように思ひます。

○新井委員 これはちよつとまだ早いかわかりませんが、自民党の労働問題基本調査会、こどもも人事院勧告の見直しとして民間給与の実態調査の調査対象に小企業も入れるといふようなことを出ておるわけでございます。そうしますと、小企業を入れた場合といふのは非常に低いベースになるのではないかと、これが予想されますけれども、そういうことについては人事院は何か検討されておりますか。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

いわゆる春闘がこれからという時期になつておるわけで、私も例年のようなスケジュールでこれから調査を始めるといふ段階にございします。ところで、ここ一昨年、昨年あたりから始まりました不況の関係で民間企業の中の規模別の格差が出てくるという関係もありまして、反面、好況のときには大きな企業に合せてくれという希望が出ますが、公務員は平均で比べております関係上、どうしても人が来ないといふような状況が一方にございします。かたがた、またその反面を申し上げます、現在のようなどころですと、小さなところまで含めて平均をとりますと水準が低くな

るといふ、こういう規模別格差の關係に立つということは当然のことでございます。しかし私どもは、調査の基本原則といえますか、これはそんなに軽々に動かせるものではない。好況の場合でもそのまま、不況の場合でもできるだけそのままということ、基本線を維持しております。ただ、客観情勢の変化を見守りながら、昨年来も一つの宿題として、規模別の変動がどのように賃金に影響するかということは、よく注意して研究している次第でございます。

本年の調査もいま申し上げましたようなことで、例年のような仕組みと段取りで調査をこれから始めたいと思っておりますが、一般に、現在新聞に出ておりますような状況、まだ憶測でございますが、去年に比べて低いというような関係が一つございます。私どもは職種別に全体の比較をやっておりますので、職務の段階というものを考えてみますと、やはり公務に对应するようなそういう職務の段階というのは、余り小さいところにはございませんということもありまして、そういうことを含めて従来のような方針で検討したい、こういうふうな思っております。したがって、出てきたした較差がどうなるかということはこれからの問

題でございますが、水準が低くなるとか高くなる
とかいうことは結果でございますして、大体従来方
針で進みたい、こういうふうに考えております。

○新井委員 次に、恩給の最低保障についてお伺
いをしておきたいわけでございますが、保障額の
引き上げの指標というのは何でございますか。

○小態政府委員 最低保障額の引き上げにつきましては、ほかの年金制度における最低保障額等をいろいろ横並びに勘案しながら決めておるわけでございます。

○新井委員　そうしますと、昭和五十二年度においての普通恩給の最低保障額というのは、六十五歳以上の者、月額四万九千八十三円ですね、今回ちょっと上がるわけですが、それから六十六歳未満の者が月額三万六千八百十六円、こういうわけでございますが、昭和五十二年度にお

る標準世帯生活扶助基準月額が、一級地の九万五千百十四円、四級地の六万九千四百二十円、こういうぐあいに比較をしましても、非常に少ない。だから、これは当然生活ができるようなものではないということですね、最低基準というのは。これはもう再三にわたって言われておりますが、恩給そのもので生活ができるような方向に持つていくべきではないかというようなことをわれわれいつも主張しておるわけでございます。

ここで、昭和五十二年度の公務員給与の改善を基礎とする恩給の仮定俸給の約七％増額等ということが出ておりまして、二十一号俸が七・一八％、四十七号俸が七・〇八％、七十三号俸が七・〇三％、これは四月実施、こういうことになっておるわけですね。ところが、普通恩給等の最低保障の改善については、これは長期、高齢者の場合五十八万九千円、これが六十二万二千円、こういうぐあいになるわけですが、アップ率としては五・六％でしかないわけですが、さっき言った、上に薄く下に厚くやるんだというようなことを言われながら、なぜこういう最低限のものをもっと上げなかったかということですね。これはどういうわけですか。

○手塚説明員 御説明申し上げます。

ただいま増額資源の問題ずいぶん問題になっておりましたが、実は恩給の増額の中でも、必ずしも公務員給与にならって上げてない分野がございます。その一つが、いま先生御指摘になっている最低保障の増額でございます。これはいま局長も答弁いたしましたように、むしろ他の年金類の最低保障、端的に申しますと、同じ公務員、古い、新しいの違いはありますが、新しい公務員は共済年金を適用されております。その最低保障制度、それに追いつくということを四十一年以来やってまいりまして、現在ほぼ追いついている。そういうことで、今回も共済制度の方ではこういう最低保障になるであろうというその額を推定いたしましたものが六十二万二千元、したがって結果として五・六％というものが出ておるわけでござ

ございます。この差が出ますのは、実はそれはむしろ物価調整でその系列はやっておるわけですが、厚生年金などの三年ないし五年ごとの見直し、それによって大きく上がるという過程になっているわけでございます。したがって、単年度で見ますとギャップは出ますが、やはり相当年数で見ますと、それなりに追いついているものだというふうに考えております。

○新井委員 共済年金の最低保障額の算定方式と
いうのがずっとありまして、時間がかかるから言
いませんが、その報酬比例部分というものの基礎
となつてゐるのが三万円ですね。そうしますと、
現在三万円というのが自体がちよつとおかしいん
ぢやないかと思うわけです。たとえて言います
と、公務員はずつと二十年以上勤めていてそれで
平均給与が三万円であつたなつたということは、ち
よつと考えられないことでありまして、この最低
標準報酬月額というものの改定等をしなければい
けない。

そこでちょっとお伺いするわけですが、ある程度数少なくいるらしいんですけれども、いまこの報酬比例部分が三万円の人というのは何人ぐらいおられますか。これは年金を呼んでありますが、来ているんですか。——これは○・何ぼでしょう。これは厚生省が答弁すればいいんですけれども、○

・幾らですよね。非常に少ない人しかも適用がないのに、恩給はそれを基礎としてやっておる。これはやはり改定すべきではないかと思ひます。それからもう一つ、今度労働省にお伺ひします。

が、最賃法におきまして第十六条に基づいて各県別の最低賃金の決定があるわけですが、代表として一番高い東京、それから一番安い鹿児島、これはいま幾ら上がっておりますか。

○小田切説明員 お答えいたします。

ただいまの御質問の最低賃金の金額でございますが、日額で申しますと東京が二千四百七十八円、それから鹿児島が二千八十六円、こういう金額になっております。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

○新井委員 そうすると、厚生年金の最低標準報酬月額額の三万円というのは、日額にすると、月に二十五日間労働した、日給でございますから、そうすると千二百円にしかならないということですよ。そうすると、いま言われた最低賃金、東京でも二千四百七十八円です。二十五日として六万一千九百五十円。それから鹿児島におきましても二千八百六十円、これも五万二千五百十円、こういうぐあいになるわけでございまして、これについては当然今後考慮をしていただきたい、このように思うわけです。

それから最低保障額が最短恩給年限以上の人
九年以上、九年未満と、實在職年数により三段階
に区分して定められておりますけれども、これは
どういふことですか。

○小熊政府委員 最低保障額をなぜ九年で分けているか、こういう御質問かと思いますが、この最低保障額というのは、やはり相当長期間忠実に公務に尽くした方についての老後のといえますが退職後の生活の支えをする、こういう趣旨でございますので、たとえば下士官あるいは兵隊さん、こまういった方はきわめて短い期間で、加算年のために恩給がついておるという方もございますので、その辺を分けるのに九年という年を入れたんだと思います。

○新井委員　どうもその点が余りはつきりしないのです。だけれども、きょうはいろいろたくさく問題がありますので、順番にいきますが、こういふこともひとつよく検討していただきたいと思ひます。

それから、加算恩給については減算率が緩和されて、六十歳以上は最短恩給年限まで、六十五歳以上は減算を行わない恩給が支給されることになったわけでございますが、これについても、加算というものがどうしてついたかということから考へますと、減算率があつて、またそれを緩和するとかというむずかしいことをやめまして、加算がついたものについては加算だけでいくというよゝみな形に当然私はすべきだと思いますが、その点

いかがですか。

○小龍政府委員 加算年につきましては、戦後軍人恩給が復活しました際には加算年は単に資格年としてだけ見たわけですが、その後加算年の意義といえますか、これで申しますと、相当長期間特殊勤務についたという方々に対しては、国として労に報いるという意味で従たる期間を加える、こういうことがその趣旨かと思ひますが、これもきわめて短い方といひますか、実在戦年が十二年に満たないような方、しかも若い方、こういう方については、ほかの年金との均衡もあるかと思ひますが、これを若干割り引きする、こういう考え方でござるわけでございます。

○新井委員 だからなかなかわかりにくいのです。激戦地であった、これは大変であつたということで加算をして、それがだんだん充実にされてきたわけでしょう。そしてだんだん減算の方も緩和されてきたわけですね。そういうことからいいますと、全体的には、もうそういうものをなくすという方向が当然だと思ひます。

それから、大蔵省も呼んでいいますので、これは聞いておきますが、公的年金とか恩給というのに税金を取っておりますね。それは理由は何ですか。

○矢澤説明員 一般の公的年金につきましては、給与の後払いと申しますか、過去の勤務に対する報酬であるということで、給与所得として課税することになっております。ただ、遺族年金でございますとか障害年金につきましては、社会政策的な配慮から非課税としていたというのがたゞいまの課税の現状でございます。

○新井委員 年金というのは、たくさんの方々が入って生活できているときは、それはそれでいいかも知れませんが、しかしながら、そんなみみちちのような計算をして、実際問題は生活もできないような年金を支給して、それがなおかつ課税をするというのでは、それは納税ができないことですね。そういうことも含めて今後の税制のあり方についてよく検討していただきたい。

このように思ひます。

時間がなから次にいきます。これは長官、よく御存じで、もう長官も先ほどの午前中の答弁で、やりますというふうな答弁をされていたようにござりますが、日赤の看護婦さんの問題でございます。この問題については前の国会で、藤田総務長官のときでござりました。が、そういうことがあるので調査費をつけましたというところで、三百三十万円ですか調査研究費をつけましたね。それは何に使つたのですか。

○手塚説明員 御説明申し上げます。私も、恩給問題についてはいろいろたくさん問題がまだ残つておりまして、やはり役所としても研究しなければいけないということで五十年から調査研究費なるものを計上しております。その中の一つの大きな問題が範囲、通算問題ということで、恩給法については、やはり時代が変わつてきたために恩給法の適用を受けられなかったような人からの、私たちが受けていいのじゃないかという声は多々あるわけでございます。その問題の二つとして実は日赤の問題も研究してまいつたわけでございます。したがって、これは調査研究と申しましては研究が主でござりました。ただ、日赤などにもお願いして、いろいろな資料を集めて、日赤の救護員の方々の身分関係、奥慮等いろいろわかる限り調査をした、そういうことでござります。

○新井委員 そうしますと、その調査というものはまだ続いているのですか。一応調査の結果は出ましたか。

○稻村国務大臣 この問題については午前中もお答えをいたしましたように、副長官を中心としてこの問題についていろいろな情勢を分析しながら、また情報情報と申し上げては大変恐縮ですが、過去の実績、過去の情勢等を踏まえて、そして先ほども申し上げましたように、恩給の制度の中にはきわめてむずかしい点もある、しかしながら一時恩給、こういう形では解決をしない、長問本間に御苦勞をしまして、私はいつも申し上げ

げますように、女性兵士、こういうような考え方で取り組んでおりまして、予算の伴うことでござりますが、それではどういう制度でいくのかということについては、もうしばらくお待ちを願つて、必ず今年度にはその土台に乗せて、概算要求をしたい。そのときにぜひひとつ御協力をお願い申し上げたい、こういうふうにお願ひをしておきます。

○新井委員 もう一つ、調査研究をやられたというのでお伺いしておきたいのですが、外国のこういう従軍看護婦さんなんかの処遇、こういうことについては調査されましたか。

○手塚説明員 御説明いたします。私も直接ではございせんが、これも日赤に依頼いたしました。数カ国そういった西欧のドイツ、アメリカ、イギリス、そういった国でそれぞれの国の赤十字の人たちが戦時中勤務した場合その処遇がどうなつていいるかという点を文書で照会した回答をいただいております。

○新井委員 そうすると、その内容については余りはつきりしませんか。

○手塚説明員 ただいま手元にございせんので明確には答えられませんが、大体各国を通じては、特にイギリス、フランス、ドイツあたりはつきり申しますと、日本と似たような体制になつております。すなわち戦時勤務の際に死亡または負傷した場合、それについて特別の援護法的なもので救済をしているということになつております。その間の年功的なものがどうなつていいるかという点につきましては、いわゆる恩給的なものでは必ずしも見ていない。フランスですと一般年金で見ているということのようでございます。イギリスも一般年金のようでございます。ドイツはちょっとその回答ではつきりいたしません。アメリカではその点は全く見ていない、そういう回答だったと記憶しております。

○新井委員 世界のそういう先進諸国は非常に年金等も発達をしておるし、最低保障というものも非常に十分にある、日本とはちよつと状態が違う

と思ひますけれども、少なくとも日本の、日赤の従軍看護婦の方々の戦いというものは、これは大変な戦いであつた。これは新聞なんかにもたくさん出ておりますけれども、ちよつときような時間がないから読みませぬけれども、そういうことも総理府総務長官はよく御存じで、先ほど女兵士であるというお言葉になつたと思ひます。

私も、こども一度経過だけをお話をしてみたいと思ひますけれども、まずこれは、一つ一つ本来時間を持つて詰めなければいけない問題なんですけれども、もうおわかりだと思ひますので、こちらから言ひますが、旧憲法、大日本帝国憲法の第二十条にござりますが、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」ということで、兵役法には「帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」ということで、赤紙一枚で兵隊に行つたということがあります。女子は、兵役ではなかつたけれども、それと同様に、令状でもって、赤紙一枚でもって駆り出されたのが日赤の従軍の看護婦さんであつたわけですね。日本赤十字社令、これは勅令でござりますから特に人権にかかわる問題というのには法律も同じでござります。そういうことで、旧憲法の第三十一条「本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」ということで、天皇の大権事項としての勅令であり、これは全く現在で言う法律であるということとです。この勅令に基づいて、陸海軍大臣の定むるところによつて日赤の社長が看護婦を召集した、これが日赤社令第一条ですね。この日赤社令第一条には「日本赤十字社ハ救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸海軍大臣海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ補助ス」ということになつていられるわけですね。そういうことで、とにかくその内容におきまして、これは全く兵に準ずると第十條でうたつていられるわけでございますが、またそのほかにも、軍の紀律、命令下にあることも全く法律でうたつてある、それから給与も官給である、それから陸海軍の刑法及び懲罰も適用さ

れておる。それから、終戦後は捕虜になったりあるいは抑留されて、本来帰れるところがまだ病人がいるから残れとか、あるいはまた兵と全く同様の扱いで帰ってこれなかった、したがって、昭和十二年からずっとそれが始まって、一番最後に帰ってこられた方が昭和三十五年、非常に長い間かかって帰ってこられた方もあるわけです。

こういうことであるわけですが、特に戦地にありましては、本来ならばそういう従軍看護婦という立場でございすけれども、実際の戦場の状態においては、弾を運び、兵士以上のあらゆる辛苦をなめて戦ってきた。ただ一点、現実には軍属だということだけで、本来法律のたてまえからいって、軍属ではなくて女兵士、先ほど総務長官が答弁されたと同じことなんです。ところが、女性兵士だということになっているのに、それを軍属だと言ったために、一般の兵隊の方と同じように見られて、そして現在まで来ておる、これはやはり当然考えなければいけない、こういうぐあいに私は思うわけです。

総務長官は非常に前向きな答弁をされておるわけですが、そこで、今度は具体的にちょっと考えていただきたいことは、兵隊さんと同じように、やはり日赤の看護婦さんも勤務状態というのがあるわけですね。そういうことについては調査、研究をなさっておりますか。

○手塚説明員 お答えいたします。実際の状態というものを調査することはなかなかむずかしいことではございます。ただ私も、日赤の看護婦を初め従軍看護婦の方々の手記など、このところずいぶん出版されておりますので、全部それらも買い集め、目を通していろいろでございます。

○村田委員長代理退席、委員長着席
そういう意味で、特に戦時状態になった時期、それから戦後さらに留用された時期、その間、大変な状況であった、あるいは兵と全く同じであった、そういう意味では全く同感でございます。

○新井委員 いまも、実際の状態はわからないけれども、まあこんな状態だったと言いうのですけれども、やはり初めからの法律もよくわかってもらわなければいけませんし、現実にはどういふ形で勤務されたかということも見ないと、これはどういふ支給をしていいかということもやはり考えられませんか。

○稲村国務大臣 問題はいろいろ過去議論をされてきたこともよく承知をしております。ただ、実際の調査につきましても、いろいろな細部についてお答えをするということとはなかなかまだむずかしい段階ではありますけれども、大体二万六千人、その中で従軍された人が一万三千何百人、まだ具体的にその詰めがなされていないわけでありまして。

しかしながら、過去のいろいろな議論は議論として、きょうからは、この問題は、先ほど申し上げたように、過去の他の軍属との相違はある、こういう確信を持って私はお答えをいたしておるわけでありまして。

○新井委員 そこで、私はもう一歩突っ込んで、いまもお話がありました二万六千人、それから外地に行った一万三千人、そういう方々について適用する場合に、どうしても考慮しなければならぬ問題というものは、さっき具体的にはわからないというところなんですけれども、大体召集令状で、赤紙を受け取った人というのは、これは兵隊の場合ですが、二年間務めて一度帰る、そしてまた赤紙をもらって二年間というふうなことで行っておるのが普通であつたようでございます。日赤の従軍看護婦さんの場合も全く同じような状態で、二年外地に行きますと一遍帰ってくる、それとでございすから、たとえて言いますと、その期限なんかの調査をよくやっていただかないと、それが三年以上だ、あるいはまた四年以上だというふうなことになる、非常にまたこれは内容の調査がまだ、どういふ実態かということがわ

かりませんから、やはりそういう勤務の状態に合わせて本当に苦勞をしてきたということについては同じだ、だから、なるだけ多くの方々に当然そういう適用がされるような形でやってあげていただきたいということでございます。

だから、普通兵隊の場合というのは、戦地勤務加算あるいはまた内地勤務の通算という形で、最低十二年以上ということになるわけですが、それも、そういうこともいろいろ計算をされて、そして、いままでも本当にがんばってこられて、青春時代を本当に国のために尽くされた方々に対して、一人でも多くの方にそれを適用して、いこうという、そういうひとつ調査もされて、なるだけ——いままでも時期を言いました、午前中の答弁では、概算の予算のときに決着をつけようという総務長官の答弁でございすので、どうかその件については、そういうこともひとつひっくるめてひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひますが、いかがでございますか。

○小泉政府委員 先ほど総務長官からも申し上げましたように、いまあらゆる角度からこの問題を検討しておりますので、もう少ししばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○手塚説明員 先生いま御指摘になった人数、それからそういう人たちが何年行っていたか、こういう問題につきましては、現在日赤の方で悉皆調査を行っております、その間も置かずその結果が出るというふうな何とおるものですか、私もそれと検討材料に加えたかと考えておりますので、つけ加えておきます。

○新井委員 次に、老齢補償年金の支給制限についてお伺いしたいと思ひますけれども、制限額の引き上げは今度は幾らになりましたか。厚生省のそういう関係の方は来ていませんか。——それなら結構です。

では次に伺いたいと思ひますので、すけれども、今回軍人恩給で一時金を支給するということになっておりますね。いままでも断続して三年以上の人、こうなっておりますが、まずこれは幾ら

支給されるのか、そしてその金額は何によって算定したのか、これをお伺いしたいと思います。

○小泉政府委員 先生いま御指摘されたように、従来は断続して三年以上の軍人に一時恩給を出しておったわけですが、今年度予算及び今回の法案におきまして、ただいま御審議いただいておりますわけですが、断続しておつても、たとえば二年、二年、あるいは二年、一年、こういった場合でも一時金を出す、こういうことになったわけでございます。その金額はすべて一万五千元、こういうことに相なっております。

○新井委員 その一万五千元になった計算の根拠は何ですか。

○小泉政府委員 これはただいまの一時恩給の兵隊さんの基準、これは昭和二十八年の仮定俸給を基準としておるわけでございますが、これを基準といたしまして一万五千元という計算を出したわけでございます。

○新井委員 その二十八年の仮定俸給を基準にしたというのは何ですか。

○小泉政府委員 これは軍人恩給が復活いたしましたとき、これが二十八年でございす、このとき、下士官、兵の勤続七年以上の者に一時恩給が出るようになったわけでございます。その後その範囲が逐次広まってまいりましたが、ずっとこの二十八年を基準とした金額で一時恩給を計算しておるわけでございます、この下士官との均衡を考へての算定でございます。

○新井委員 それでは、いままでも何年何月にこういうことで出しましたというこの日にちと金額を教えてください。

○手塚説明員 これは何度も改正いたしております、先ほど局長も答弁いたしましたように、下士官であれば下士官として一年以上いなければいけないというふうな条件がついておったわけでございますが、逐次改善していったわけでございます。それで、ちょっと手元にございすのは、実は四十六年度以降の裁定件数しかございせんが、

四十六年度には約八千件の裁定をしております。四十七年度には五万件、四十八年度二万二千件、四十九年度は約八千件、五十年が一万四千件、五十一年度、これは兵の一時恩給を出すようにいたしましたためにぐっとふえまして十三万八千件、五十二年が十四万三千件、大体このような傾向で来ております。

○新井委員 いまのそれは人数でしょう。それに對して幾らの金をどういう基準で払ってきたかということですよ。金額じゃないですよ。個人に對してですよ。

○手塚説明員 これは二十八年当時の仮定係給の金額を基礎にしておりますので、たとえば兵であれば五千五百円というのが係給金額になるわけでございます。それに年数を掛ける。したがって最低の三年である場合には一万五千五百円ということになるわけでございます。

○新井委員 そうすると、いままで昭和二十八年から五千五百円というのは変わっていないのですか。

○小龍政府委員 変わっておりません。

○新井委員 そうしますと、これはちょっと変な話になるわけでございますが、それは昭和二十八年当時それを一時金としてもらったというなら、確かに五千五百円に年数を掛けたお金の価値もそれだけあったと思えます。あつたと思えますが、その基礎が変わらないということになると、それが後になるたびに、これはもうこの前も東京都ですか、受付で、実はこういうものが来たんだけれども、名前をいろいろ調べたり何かするときに、何だ、こんな一万五千円くらいのものでしたらもらえないというふうなことで、それを出すと、いうのもまたちょっとおかしい話だと思つて、やはりある程度物価上昇率であるとかそういうものを考へて出さなければ、まあこれでまた次に出しましょうというときに三年を今度は二年にしましょう、あるいは一年にしましょうということがあるかも知れませんが、そのとき子供だつて取りに行かないような一時金になつてしまふのじゃないですか。そういうようなことはどういうぐあいに検討されるのですか。

○手塚説明員 ただいま先生御指摘の問題は、五十年に兵の一時恩給を出す際に大分問題になったわけでございます。実は年功恩給の一つの系列であるごく短い人に対する一時恩給というものが、退職の際に出るものであれば確かに意味があるのですが、それが相当程度たつてから出るということに果たして退職給付と言へるのかどうか、そういう議論もされたわけでございます。そこで実は一つの踏み切りとして兵の一時恩給が出されたわけですが、そのときの議論はむしろ、戦争中苦勞した人たちが戦後何ら国から言葉もかけられない、それに対する不満が強んだ、金額の問題ではない、そういう声が強ったために、金額的にはたしか行政当局も悩まながら、それを出すことに意義があるということで踏み切つたものでございます。

○新井委員 そうすると、行政当局は金額的には非常に悩まながら、そういうことで出しておけば事足りる、だからほかのことについては余り考慮しなかつた、こういうことでございましょうか。

○手塚説明員 いま申し上げましたように、退職給付として考へるのではなくて、表現は悪いかもしれませんが、国としてのたとえば感謝状とかいったものを仮に出すとしたとしても、うちの恩給局としてやれるとすれば、恩給的な手法を借りて一時恩給という制度があるではないか、そういう点も考慮して、あのような兵の一時恩給を出すに至つたわけでございます。

○新井委員 現実問題としてはこちらは余り納得がでないのですけれども、こういういろいろな意見がありますね。たとえて言いますと、著述業をやつておる北川桂太郎さんですか、この方は、ずっと戦地に行つていたのだけれども、その日にちが短いということで現在恩給の適用がない。同年兵の友達がいろいろおるようでございますが、そういう方々はみんなもらつておる。そこで自分たちと差がついた原因というのは一体何だろうというのですね。

○手塚説明員 一時恩給は現在職年に着目しておりますので、加算年を入れておりません。

○新井委員 その方が言うのに、これはほとんどの方がみんなそう思つておるということ、たくさんの方が手紙をくれたりして、いろいろあるようでございますが、法律でございましてからどこかで区切らなければいけませんね。区切らなければいけません、たとえて言う、自分らは一緒に戦争に行つて同じように危ない目をして戦つてきたのに、十一年十一月と十二年の差、たつた一月の差でそれが違ひが出てきたんだ、なぜ十二年というものができたのかという根拠がまずわからないと言ひます、現実に行つた人の気持ちからいいますと、そういうことについてはどういふ経過をたどつて十二年と決められてゐるのですか。

○手塚説明員 現在、兵について十二年ということでございます。これは昭和八年前は十一年ということでございます。明治当初、恩給百年という歴史を誇つておりましたが、その当初、軍人恩給から始まつておりますが、その海軍退隠令が十一年になつております。ただ、その際に御指摘申し上げておきたいのは、その当時は定限年齢まで務めなければいけない、それが第一原則です。たとえば大佐で言えば六十歳だったかと思ひますが、それまで務めなければいけない。その際に、大正十一年勤務していれば恩給を給す、実は大正十二年の恩給法までずっとその系列が来ていたわけでございます。引き続いて大正十二年の恩給法で

は、定限年齢という要素は外して、十一年というのを兵についての最短期間というふうに定めて、それが八年に変わつて今日まで至つてゐる、そういう経過でございます。

○新井委員 そうしますと、そういう方々に話をすると、十二年となつてゐる根拠は何だということに聞かれた場合に、どのように答へたらよろしいのですか。

○手塚説明員 私は、確かにこれは政策的な問題だと考へます。十一年に絶対的な根拠があり、十二年に絶対的な根拠があると思ひません。ただ各国の軍人恩給を見ましても、現在でも二十年といつたところがほとんどでございます。しかも加算年制度をとつていないアメリカ、イギリス、そういう国も多いわけですよ。それからドイツなどは年功年金、年功に應じての年金恩給を出すのは職業軍人に限られておまして、そうでない一般の召集軍人などに付しましては、たとえその人が十年以上いても年金には給ひつかないという制度になつております。

○新井委員 いまの答弁を聞きますと、外国等のことも勘案をして、十二年というのは別に確たる基礎ではないけれども、とにかくいまのところは十二年になつてゐるのだ、こういうことでございましょうか。

○手塚説明員 先生仰せのとおりでございます。ただ一つ言つておきたいと思ひますのは、恩給法はいわばもうすでに死んだ制度と申すのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、新陳代謝はいたしません。古い人だけを対象にしてゐるわけですよ。したがって十二年というのは当時の約束だった。そういう約束で、約束した年に達した者には恩給を出すのだとわれわれ考へております。それをいま新たに何年が適当か設定するというのには、制度自体がちょっと古いものになつてゐるというふうには私は考へております。

○新井委員 その問題はちょっと保留して、もう一度伺ひますが、一時恩給の計算には、さっき言ひましたように在職加算というものは認めてい

ませんね。——そこで、普通恩給の場合は第十四条で六十四歳までは実在職年数、六十五歳以上は加算を合算した在职年数により計算をする。一時恩給の場合、第十五条の実在職年数により計算をする。こういうことですね。これは変わりありませんか。

○手塚説明員 そのとおりでございます。

○新井委員 そうしますと、本来ならば加算を認めなければならぬのじゃないかと思うのです。ね、現場に行っている人については同じでございますから。ところがそういうような加算を認めていない。これはどうもわからないと言います。が、この理由は何かございますか。

○手塚説明員 確かにこれも政策的な問題かもしれません。また外国の例を引いて申しわけないのですが、たとえばフランスのように、必要年数に達した者について、その場合にはその恩給計算をするのに加算年数を認めたといったような制度をとっている国もございまして、日本でも昔はそうであった。したがって、一時恩給なり一時金という性格と普通恩給という年金恩給の性格の違いもございまして、これは政策的に差をつけているというところでございます。

○新井委員 そうすると、別に確たる基本はないけれども、政策的にそうなっているのだということですね。

もう一つ恩給額の計算方法が異なっている。普通恩給の場合は第十四条で仮定俸給の百五十分の五十ですね。それから一時恩給の場合は、第十五条で昭和二十八年時の俸給の十二分の一に実在職年数を乗する、こういうぐあいになっているわけですね。これについてはどういうように考えますか。

○手塚説明員 これも一般的な年金の例でも同じような計算式をとっていることが多いと思います。ただ先生が御指摘になりたいのは、年金恩給たる普通恩給の場合は仮定俸給が改善されているが一時恩給は二十八年のものを使っているという点かと思うのですが、その点は、先ほど局長から

答弁した次第なわけでございます。

○新井委員 それでは、もう一遍局長にお伺いします。これは、たゞさんの方々が今回一時金もらうについて、われわれはなぜこういうぐあいに違いがあるのだらうという物すごい疑問を持って質問しているわけですね。これは何も悪い意味の疑問じゃないかもわかりません。一緒に戦争に行つて戦つて、片一方はこうだ、片一方はこうだというこの違い、同じ苦しみあるいはまた命をかけてやつたのに何でこんなにも違いがあるのかというところがわからない。そのわからないものを一つずつ挙げていまい聞いているわけですが、どうもそうすると、いま言つたように、普通恩給の方は改定の仮定俸給の百五十分の五十。ところが、一時恩給の場合は、昭和二十八年時の俸給の十二分の一に実在職年数を乗する、こういうことになつていて、この点で、何でも、何でこういう違いができたかということですね。

○小泉政府委員 先ほど申し上げましたように、恩給制度は非常に古い制度でございます。年金恩給の方は十二年以上と昔から決ましまして、そういう期待感を持った人たちが現在恩給を受けておる。先ほど手塚君から言いましたように、この恩給を受ける方というのは三十四年以降は出てきていないわけでございます。そういう古い方、期待感を持っておられた方に年金を出す。ただ、一時金の方は、先ほど申しましたように、二十八年軍人恩給復活当時、やはり同じような苦勞をされた下士官、兵、こういう方に出した、そのときの基準準拠を使つておるということでございますが、先生のおっしゃられるのは、その後もう人は、物価も上がつていっているのじゃないか、こういうお感じかと思ひますが、これは、こういう年金に至らなかつた人でも、やはり国のためにいろいろ苦勞されたのだ、これに対して国として微意をあらわすという気持ちでお出しして、こういう考え方でございます。

○新井委員 これは確かに両者の言い方がございまして、現実に自分が行つて命がけをやつた人と、

片一方では国策として何とかそれに報いたいという点については、制度上、いままでの長い歴史がございまして、それはどこまで行つても納得ができません。それで、北川さんも前の恩給局長のところに再三足を運びまして、自分も別にへ理屈を言つていふとか文句を言ひに行つていふのじゃないのだ、多くの方々から聞かれて、自分もわからない、自分も疑問を持つから、そのことについては一遍よく聞きたいということでございますので、わかりやすいようにお話をしたいと思ひます。

最後に、恩給の計算の基礎となる仮定俸給が普通恩給と一時恩給と異なつてゐる。これは、普通恩給の場合は第十三条及び法五十一の第十条による改定俸給年額、五十二年の改定は、兵の場合は五十八万七千五百円。ところが、一時恩給の場合は第十五条で、昭和二十八年時の俸給年額、兵の場合は六万六千円、こういう違いがあります。これはさっきのことからいくと当然ですけれども、これについてもちよつとわかるように答えておいていただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、いま年金を受けている人たちは増額された後の仮定俸給で計算される、一時金の方は二十八年当時の仮定俸給で計算される、そのことから出てくる差である、このように理解しております。

○新井委員 そこで、要望といひますが、こういうぐあいにしたいという希望をその方が言つておられますから、一遍お伝えだけしておきたいと思ひますが、これもひとつよく検討していただきたいと思ひます。

「一、在職十二年未満の旧軍人等に対し一時恩給とせず、普通恩給の支給項目の中で裁定することと改める。二、普通恩給と同様加算年数を合算した在职年数を以て計算することに改める。三、一時恩給の計算を俸給月額を基準とせず、普通恩給と同様俸給年額とすることに改める。四、恩給額計

算の基礎となる仮定俸給を普通恩給、一時恩給共に改定仮定俸給とすること。」「こういうことが出ておるわけですね。

そこで、一万五千二百円、これは確かに総務長官の御努力によつて、いままで出ていない人に通算をして出してやろうということですが、さういふことで、十一年十一月の方もおありする、あるいは本当にいただくにしても、昭和二十八年のときの給与が中心になつて何年たつても変わらない、これも変な話だということもございまして、また、いま言ひましたようにいろいろなことがあるわけでございます。いろいろなことがあつて大変だろつと思ひますが、さういふこともお考えをいただきたい、さういふぐあいに思ひます。いかがでございますか。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては大変同情を申し上げなければならぬ点がたくさんあると思ひます。しかしながら、基本的な原則というものは軽々に変えるべきではない。御指摘の点につきましては、社会情勢の推移等々も考へて、今後慎重に検討してまいりたいと思つております。

○新井委員 では、厚生省が来たようでございますので質問をしたいと思ひます。

老齢福祉年金の支給制限についてちよつとお伺ひしたいのでございますが、今回の制限額の引き上げは幾らになっておりますか。

○長尾説明員 お答え申し上げます。

福祉年金と公的年金の併給制限の限度額につきましては、先般御可決をいただきました本年度の予算において三十七万円ということになっておるわけでございます。

○新井委員 そうしますと、その三十七万円という額の算出根拠は何でございますか。

○長尾説明員 従来、この併給制限の限度額につきましては、恩給等の支給額を勘案して定めてきたという経緯があるわけでございます。前年度は三十三万円という限度額になっておるわけござ

いますが、具体的な引き上げ等の状況を考えましては、一割アップの三十七万円ということにいたしましたわけでございます。

○新井委員 これは私、本當にわかりにくいのでございまして、たとえて言いますと、三十七万円の年金というのは非常に少ないですね。これで生活ができるということは当然考えられない。これはもう御存じのように、生活保護基準がございまして、一級地で九万円ですか、四級地でもやはり六万円ぐらい出ています。そうしますと、これからほとんどの方が年金をもらうようなことになつていこうかと思ひますが、そのうちに老齢福祉年金というの自動的になくなる。もうほとんどが厚生年金なり国民年金なり、何らかの年金に入っていくわけでございまして、なくなるわけでございますが、これに対してはたびたび裁判問題にもなるということでございすね。そうすると、本来ならばもっと支給制限額を上げるということが当然じゃないかと思ひますが、たつた三十三万から三十七万円、一割上げたと言ひますが、本来あれでしょう、課長とすれば、こういうものは撤廃したいとお考えになつてゐるのじゃないですか。

○長尾説明員 お答え申し上げます。

老齢福祉年金の性格論になるかと思うのでございまして、ただいま先生お話しございましたように、福祉年金自体は、国民皆年金になりました三十六年以降、すべての国民は何らかの形で年金制度に加入していただく、こういう仕組みになつたわけでございまして、その当時すでに高齢であられました方、またそれぞれの加入期間が確實に短い、老齢になられますまで十年という期間がないという方々を対象といたしまして、この福祉年金ができたわけでございまして、そういう経緯から申しますと、年金を受けることのない方のために福祉年金を出す、こういう性格でございまして、本質的には公的年金との併給はいたさない、こういう考え方をとつておるわけでござい

しかながら、先生御指摘がございましたように、年金と申しまして、いろいろな事情で少ない額の年金しか受けておられないという方もあるわけでございまして、御承知かと思ひますが、この額につきましては、たとえば福祉年金相当額まで併給をする、いわば福祉年金というものを七十歳時点の一つの最低の年金の額として考えていくというふうな考え方をとつてきた経緯があるわけでございまして、それが現実には、多くの方を、この制度の中で併給していくことができませんために、こういう額で上げてきたという経緯があるわけでございまして、先生御指摘のように、この額を撤廃するという御要望があることは十分承知しておるわけでございまして、それはある意味では福祉年金のあり方というものをどう考えていくかということにつながるものだと思うのでございまして、現在のようない段階におきましては、私どもといたしましては、一定の限度額を設けるということはやむを得ないのではないかと、こういうふうにご考へておるわけでござい

○新井委員 第七十八国会の五十二年十月十九日の恩給小委員会におきまして、厚生省の高齢年金課長、この方がお話をされてゐますのは、支給制限の完全な撤廃という問題になると福祉年金の性格の問題に波及するので、現在福祉年金を含めて年金制度の根本的な洗い直しをやつてゐるので、その一環として考えていきたい、こういう御答弁をされておるわけでございすね。よく御存じだと思ひますが、そういうことで、その後どんなふうな検討になつておるかお伺いしたいと思ひ

○長尾説明員 先生お話しした福祉年金の根本的な検討の際に、御承知かと思ひますが、年金制度全体を通じて公的年金給付のあり方ということについて基本的に見直しをすべきではないかという御意見を、各方面からいただいておりますので、私どもでは、厚生大臣の私的諮問機関という形で、基本懇が、昨年の十

二月に中間報告という形で、基本的な洗い直しについての御検討のいままでの結果をまとめていただいたものを御提出いただいておりますのでございす。また、総理府に置かれております社会保険制度審議会からは、夫婦それぞれ三万円、夫婦が御一緒の場合は五万円という基礎年金をそこに据えまして、現在の公的年金をその上に乗せるといふ形で、年金制度の改革を考えてはどうかという御意見もいただいておりますのでござい

確かに、先生御指摘のように、すべての年金受給者にある一定額を、その財源は一般財源または特別税で賄うといたしまして、一定額をすべての年金受給者に支給するという考え方が世の中にある、また一つの有力な御意見として私どもも参考にさせていただきたいというふうに思つておるわけでございまして、この基本的な問題の検討、これは実は、いまの基礎年金といふことも、そういうものの問題以外に、現在のそれぞれの加入の仕方、特に婦人の問題をどう取り扱つていくか等、年金制度のすべての問題にわたつて全般の検討をいたしました上で一つの結論をつけたいというふうに思つておるわけでございまして、基本懇の中間報告というものは、ある意味で、具体的な方向というものはまだ御示唆をいただいております段階ではないわけでございす。私どもも、これを踏まえて、これは私どもの大臣が社会労働委員会等で御答弁をいたしておりますように、本年度中一年をかけたとして私どもとしての具体的な案を検討いたせという命令をいただいておりますのでございまして、その中でいま先生のお話の問題も含めて検討させていただきたいと、こういうふうに思つておるわけでござい

○新井委員 もう約束の時間が参りましたので終りますが、まだたくさんありますが、長官に二つの点についてお伺いしておきたいわけでござい

いま御答弁のあった老齢福祉年金の支給制限についての問題等にもありまして、恩給とは一体ど

いう定義でどういうことになつてゐるのかというのをきつとしない、これはやはりいいのじゃないかと思ひます。これも恩給局からいただいた本を読みますと、いろいろ定義がございまして、それがいまの定義で用いられてゐるのからとわからないのでございす。いろいろと考へられる。そういうことで、やはり内閣委員会といたしまして、この併給制限という問題については、附帯決議等も出ているわけでございまして、長官としてもひとつお考えをいただきたい、このように思ひます。

それから最後に、台湾人の元日本兵士の補償問題について現在裁判をやつてゐるということでございますが、これは、裁判をやつておるから、別にいまのところ総理府があつたかどうか、別にはないかもわかりませんが、台湾に行つた人からいろいろ聞きますと、本當に手足をぎ取られたり、非常に気の毒で、それ以後生活のしようもないというふうな方も多々おるようでございす。そういうことで現在裁判になつておりますが、こういう問題についてどんな考えをされておるかお伺いして、質問を終わりたいと思ひ

○小泉政府委員 いまの台湾の方の、これは死亡された方でしょうか。

○新井委員 裁判やつておりますね、それでどのように……

○小泉政府委員 軍人になられた方ですか。この方々の恩給でございす。恩給そのものが、先生御承知のように、これは日本の国籍を持つてゐるということが大前提になつておるわけで、いまのような台湾の方の場合ですと、昭和二十七年の日華条約発効後日本国籍を失つておられることになりすので、この方々に恩給法を適用するのはできないのじゃないかと、このように考へております。

○新井委員 終わります。

○始末委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 すでに同僚議員から質疑があり

ましたが、まず最初に、旧従軍看護婦さんの恩給法適用の問題です。

総務長官の積極的な御答弁によりまして、いまこの方向づけの作業が具体的に進められている段階だということに考えますが、長官自身が現在この方向づけということについて基本的などのような認識をお持ちになれるかという問題です。

私はここに、旧従軍看護婦さんよりお借りした戦時召集状、それから救護員手帳を持ってまいりました。長官もこれをごらんになっていただく感激をされたというように伺っておりますけれども、召集状はまさに兵士と同じ赤紙になっております。そしてまた、ここにあります救護員手帳、これは当時の従軍看護婦さんたちの苦勞がしのばれるようにばらばらになっているわけです。

この手帳をあけてみますと、一番最初に教育勸語がありまして、その次にあの軍人勸諭が全文載せられております。さらにずっと先を見ていきますと、勸令として日本赤十字社令があつて、その十条の最後に「看護婦及看護人ノ待遇ハ兵ニ準ス」と、はっきりと書かれていたわけです。しかも、ちょっと戻って第五条を見てみますと、「陸軍大臣海軍大臣ハ日本赤十字社救護員ノ服制ヲ認可シ之ニ準テシムルコトヲ得」ということも書いてあるわけです。さらにずっと後の方にもいさますと、日本赤十字社救護員召集規則というのがある。その第八条では「救護員召集を受けたときは指定の日時に到着すべし若し傷病疾病其の他事故の爲に遅滞すること能わざるときは傷病疾病に在りては医師の診断書其の他事故に在りては事実を証明すべき書類を添へ速に其の旨届出すべし」と書いてあつて、その次に「応召員傷病疾病其の他の事故の爲に召集地到着の期日に後れたるときは其の始末書を差出すべし」ということになっております。

そしてこの赤紙召集状の右半分ですけれども、これは召集状の受領書になっていたようで、この手帳にもその様式が書かれております。そこにもこの召集に対する返答として「応召す」と「傷病

疾病(事故)に依り応召し難し」の二つしか書いてないわけですね。つまり通常の状態では召集を拒否することはできないようになっていたわけでありまして、このように召集が非常に厳しいものであつたということがこの手帳から推測されます。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
そして、このようなことは他の軍属には全くなかったというように考えますし、このことを考えれば、恩給法適用について従軍看護婦さんの場合特別に考えなければならぬということが強調できると思ふわけです。総務長官はきょうも女性兵士と受けとめると述べられて、従軍看護婦さんたちは任務も行動も兵士と変わらなかつたと認められたようですが、これらの方々に恩給法適用あるいはそれに相当する救済措置を講ずるのは当然なことだと思ふのですが、改めて長官のお考えを伺ひます。

○稲村国務大臣 長官に就任早々、日赤の従軍看護婦の方から当時の模様をいろいろ承りました。もちろん召集令状も拝見をさせていただきました。あるいはまた従軍手帳の内容等々も拝見をさせていただきました。各党とも長い年月と申し上げようか、こういふことも日赤の目を見るようにといふことで大変努力されてこられたわけですが、いさゝか、それが解決をできないといふ、むしろ何か大きな問題があるのではないかと、私も私なりにいろいろ調査をさせていただきました。また私は私なりに考えて、いろいろ事務当局にも命じまして議論を重ねてまいりましたわけでありまして、今年度特に意義深い年である、国際赤十字社創立のアンリ・デュナン氏の生誕百五十年でもある。戦場に博愛を、こういう意義のある年でもございますので、私はこゝろこゝろはこれ何としても解決をしたいといふ情熱のすべてを尽くして現在に至つておるわけでありまして、

その結果といひましては、副長官を中心といひまして各省庁の連絡あるいは各省庁の協議を重ねながらいろいろな議論が出てまいつたわけでありまして、ようやくそれが煮詰まりつつある。

それではその煮詰まつたものをここで報告しろ、こういうことでございましょうが、恩給制度の中にはいろいろな問題があつてむづかしい。しかし、先ほど来も申し上げたように一時恩給では、各党あるいはまた従軍、これに参加された看護の方々も納得されるものではない、こういうふうな関係からその中間——そういう物の言い方は果して適当かどうか知りませんが、何かその制度に属するようないふ形で解決をして、私は声なき声と申しましようか、本心に青春を奪われ、青春をすたずたにされて、しかもまた頼る身もない、こういう人たちの多くの方々からの陳情をちょうだいいたしまして、やはり真心を持ってこれに処する、こういうふうな決意でおることをまず申し上げておかなければならぬと思ひます。

○柴田(陸)委員 では少し立ち入つて伺ひますが、一部の報道で一時金方式というようにあることが伝えられております。従軍看護婦さんの中にも、あるいはもと恩給相当の年金を受けるには余りにも在職期間の短い方が何人かおられるかも知れません。そしてこのよう方には、いまの制度の上において一時金といふことが考えられるかもしれない。しかし、弾丸の飛び交う戦地で数年間にわたり勤務し、戦後も十年近く外地に強制的に抑留され、ようやく帰還された多くの従軍看護婦さんたちに対し、非常に積極的な前向きな決断を下された長官ですから、もちろん一時金といふことは考えられるはずはないわけです。いま御答弁を聞きまして非常に心強く思ふわけです。先ほど読みました兵に準ずるといふことから考えてみましても、軍人恩給並みの処遇をする、そういうことで解決を図つていただきたい、それも早急に解決を図つていただきたいといふことを申し上げたいと思ひます。

さらに立ち入つてお聞きするわけですが、これも、恩給並みの年金といふことで従軍看護婦さんを救済するには、兵士と同じように戦地加算、さらに外地での抑留加算を認めるといふことをやらなければ恩給並みの年金といふことが考えられな

いわけですけれども、この点では長官はどのようなお考えですか。

○稲村国務大臣 先ほど申し上げておりましたが、副長官を中心としていろいろ煮詰めてまいつておりました、実施の段階には必ず基準というものが作成されることは間違ひありません。そういう意味から、過去の議論の中では、先ほどの一時金であるとかあるいはまたその他特別給付金であるとか、国債であるとか、その他また別の問題も種々議論されたことは、それは事実であります。しかしながら、いろいろな諸条件を踏まえて、召集令状といふか、あるいは従軍手帳であるとか、あるいはまた政令に定められてこれに従軍されたとかいふようなことを踏まえながら、私の考え方はやはり女性兵士である、こういう考え方はいささかも変わるものではありません。

○柴田(陸)委員 さらにもう一点ですが、従軍看護婦さんの中には、日赤の看護婦さんだけではなくて、陸海軍病院の看護婦さんややはり戦地であるいは外地で全く同じような境遇にあつたわけですが、この方々についてもやはり同時に救済されるんではないか、私はまたそうあらなければならぬ、こう思つておりますけれども、長官のお考えはいかがでしょうか。

○稲村国務大臣 これも大変恐縮ですが、陸海軍の看護婦の方でございまして、これもいろいろ話の中にもありましたが、これはやはり日赤の看護婦の方々と違ひ、こういう結論に達しているわけでありまして、——ちょっと訂正をさせていただきます。結論に達したと申しましたが、まだ結論には達していません。いまいろいろまだ議論中である、こういうふうに御訂正をちょうだいしたいと思ひます。

○柴田(陸)委員 その問題もありますので、これはまたいろいろこれから申し入れますと思ひますので、深い御検討をお願いしたいと思ひます。この問題の最後に、特に従軍看護婦の皆さんが長い年月の間にもう年もとられた、そして一日も早くこの結論が出るというのを期待され、その

ための運動もやってこられたという問題を踏まえて、長官といたしましては、この予算措置、来年度の概算要求のときには実現させたいということも言われましたけれども、この予算措置、それから法案の提出という問題も含めて五十四年度から実施するという約束、これははっきりできるかどうか、ひとつ明確な答弁を伺いたいと思います。

○稲村国務大臣 先ほども申し上げましたように、予算措置を伴うことではございますけれども、五十四年度の概算要求のときには必ず概算要求ができる形でやってみようというのを申し上げておきたいと思っております。

ただ、法律の問題であります、これは事務当局から説明をさせたいと思っております。

○小熊政府委員 日赤救護員の方々に對する仮に給付を行うとして、どういう給付を行うかによってまたいろいろ法案の形等も変わってくるかと思っております。ただいま長官の命によっていろいろ検討しておる段階でございます。

○柴田(睦)委員 それでは次の問題で、一時恩給格差の是正問題についてお伺いしたいと思っております。

一時恩給受給者の問題で、長官も御存じのことと思っておりますけれども、いろいろある恩給のうち、他の恩給は年々ベースアップによって支給額が増額されているわけですが、一時恩給については、いまから二十五年も前の昭和二十八年当時の仮定俸給を基礎として計算されるということで、当時からずっと据え置かれております。現在もきわめて低額な一時金の支給が行われているわけです。昭和二十八年当時の仮定俸給は兵で六万六千円という額になっております。この額が支給されるというのではなくて、この十二分の一掛けの勤続年数ということで、実在職三年の兵士ということではわずかに一万五千五百円という額にしかありません。これが昭和二十八年当時に支給された額であつたならば、当時の国家公務員の平均給与が、人事院の数字で見ますと一万二千八百二

十円となつておりますから、一カ月分の給与とちよつとということ、これは一時金の名に値するとも思われるわけです。しかし、二十五年もたった現在の一万五千五百円は、国家公務員の給与の十分の一から二十分の一ぐらゐにしか相当しない。そこで私は、仮に一時恩給が他の恩給と同じように年々ベースアップされたらと仮定して、今回の改正案の仮定俸給表を用いて計算してみましたところ、実在職三年の兵士では二十万一千円余りに値するわけですね。これくらいあれば一時金の名に値するかもしれないわけです。

このように、一時恩給のみが二十五年間も低額で据え置かれていたという不当な格差があるので、一時金という性格のため、これまで全く顧みられなかったというのが実情であると思つております。この現実に対して、長官は、これは非常に不合理であるというようにお考えになっておられるかどうか、お答えをいただきたいと思つております。

○小熊政府委員 いま先生がおっしゃいましたように、二十八年当時の仮定俸給で一時恩給が支給されておるとことは、これは一時恩給の性格といひますか、いま先生がまさにおっしゃったわけですが、これによるところが大きい、こう思つておられます。

さらに、いま先生の例を挙げられた兵の一時恩給でございますが、これは戦前にはなかった制度でございます。本来なら、恩給の上では年金受給資格のある十二年以上の方ということになるわけですが、国としていろいろ御苦労なされた兵隊さんに感謝の気持ちをささげるといふような、国の敬意をあらわす形のものであるかというように考えております。

○柴田(睦)委員 官僚的答弁といひましようか、二十八年にもつた人が一万五千五百円、それをいまもらうとすればやはり一万五千五百円、どう考えても不合理だと思つてのすけれども、長官、不合理だと思ひになりませんか。

○小熊政府委員 この制度自体、一時恩給、仮に二十八年に受給資格の生じた方、これはその後のベ

ースアップの恩恵に浴さないのは当然でございますし、先ほども申し上げましたように、この問題の裏に合理性を求めるといふことが、いま非常に官僚的、非合理性と言われなければいけません。どうも合理性を求めるといふ自体、あるいは無理な問題なのかもしれないが、国としては何らかの感謝の意をあらわしたい、こういうことで受け取つていただくというのがこの制度ではないか、このように考えております。

○柴田(睦)委員 私は、世の中で生活してないが、貨幣価値が年々減少しているのに二十五年間も据え置いているというのは、これは常識人ならば不合理であると思つておられます。一時恩給受給者の団体であります一時恩給格差是正促進協議会というのがあります、ここからもこの関係条文の見直しをぜひ行つてほしいという強い要望が出されております。

私はそこで長官にぜひお願いしたいのですけれども、これは従軍看護婦さんの恩給法適用に匹敵するといふような切実で道理のある要求でもあると思つておられます。関係条文の見直しを含め直ちに検討されることをお願いしたいと思つております。いかがでしょうか。この点長官からお願ひしたいと思います。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては慎重に検討してみたい、こういうふうに思つております。

○柴田(睦)委員 もう一点。この一時恩給受給者の中には、ほんのわずかの期間不足で普通恩給の資格年限に達しなかつた方が多いのであります。ただいまの計算方法の改正のほか、実在職三年以上という資格年限の引き下げ、在職期間の他の年金への通算、戦地加算の地域指定の見直し、こうした問題についても強い要望が出されているわけですね。これらの点についても、いままで検討されているのか、あるいは今後検討される用意があるのか、お伺いしたいと思います。

○稲村国務大臣 御指摘の点については大変同情申し上げます。私

は、先ほども申し上げましたように、基本的な原則というものはそう軽々しく変えるべきではない、しかしながら、御指摘の点につきましても、社会情勢の推移等も見きわめつつ慎重に検討してまいりたいと思つております。

○柴田(睦)委員 次に、今回の改正案についてお伺いします。

まず、上厚下薄という問題があつてそれを是正するといふこと、最低保障という制度の問題ですが、恩給年額の上下下薄の是正につきましても、公務員給与の改善傾向を反映させることによつて一定の改善は見られるわけでありまして、しかし、今回の改正案でも、仮定俸給年額において、大將は四百九十八万七千二百円、兵は七十六万四千五百円、この間まだ約六・五倍の格差がござります。このような上厚下薄の是正には、引き継ぎ仮定俸給年額の是正を図ることが必要であると思つておられます。そのほかに最低保障金額の大幅な引き上げによる底上げが必要であるといふように考えております。今回の改正によりまして、実在職十二年ないし十三年で最低保障を受けられる人はだれもが大尉クラスの恩給が保障されるようになったといふことでありまして、こういう点からも上厚下薄の是正が行われているように見えるのであります。この最低保障を受けられる人が非常に限られておまして、恩給受給者全体の中ではきわめて少ないという問題があると思つておられます。そこで現在最低保障を受けられる人は長期在職者及び六十五歳以上の短期在職者のうち実在職九年以上の者及び傷病者に限られておると思ひますけれども、これらの人たちは恩給受給者全体の何%ぐらいになっているのか、お伺いします。

○手塚説明員 今回の予算で計上しておりますその数字でまいりますと、普通恩給、それから普通扶助料で最低保障を受けている方は、普通恩給、普通扶助料の受給者の三六・二%になります。内訳を申しますと、文官の場合には二四・五%、軍人の場合には三七・四%ということになっており

ます。

○柴田(睦)委員 それでは六十五歳未満の短期在職者及び六十五歳以上の短期在職者で実在職九年未満の者は、最低保障を受ける対象にはならないということになると思うのですけれども、この人たちは全体的に見るといま挙げられた数字を一〇〇%から引いたその数字になるわけですか。

○手塚説明員 正確に計算しておりませんので失礼いたしますが、大体感じとしては先生のおっしゃる方式でよろしいのじゃないかと考えております。

○柴田(睦)委員 最低保障の対象者は先ほど三六%と言われました。大体三分の一ということですが、短期在職者の実在職九年以上ということとあるいは六十五歳以上とかという年限を引き下げるとなにより対象者の枠をさらに拡大すること、これもいろいろ要望が出ていた問題ですけれども、恩給局はこの問題については検討されておりますか。

○小籠政府委員 最低保障制度につきましては、これも歴史といえますが、いままでの経過がございまして、先生御存じと思いますが、昭和四十一年にこの最低保障制度ができて、その後四十九年に、高齢者あるいは傷病者を優遇するというような趣旨から、短期在職者でも差し上げたかどうか、こういうことで九年という線が出てまいったわけでございます。いま言ったような歴史を踏まえまして、いま先生の御指摘のような点、一体六十五歳の線の切り方が妥当なのか、九年というのはいいのかという点、あるいは若干問題があるかと思ひますが、その点についてはまた私も勉強してまいりたい、こう考えております。

○柴田(睦)委員 次は、扶助料の問題ですが、昨年の附帯決議でも、扶助料は本人の支給額の七〇%にするよう法律上の措置を講ずること、こういうふうになされてはいるのですが、今回の改正案では何%になりましたか。

○小籠政府委員 普通扶助料につきましては五〇%ということになっております。ただ、これも先

生御承知と思いますが、いろいろこれには寡婦加算とか遺族加算とか何かがついておりますから、全体として五〇%ということにはならないと思ひます。

○柴田(睦)委員 いや、それを聞きかかったのですが、それは計算されていないわけですか。加算されたものについて。

○手塚説明員 扶助料につきましては、確かに割合を変えろという声もありますし、ここ数年いろいろな形で改善を行ってきています。一昨年、寡婦加算という新しい制度を導入いたしました。昨年最低保障について、扶助料の一部の方ですが、二分の一という原則を打ち破って増額する。さらにことしはその両者を合わせて、寡婦加算も増額し、それから二分の一を超えている者をさらにふやすという措置をとっているわけでございます。それで参りますと、今回御提案申し上げている案によればですが、普通恩給についての最低恩給年限以上の方の遺族の場合ですが、六三・七%という数字になります。もっと短い方になりますと、もちろん数字はこれよりもさらに上回ってくる。たとえば一番低い九年未満の方であれば、六十歳以上の方の場合ですが六九・五、ほぼ七〇%に近い数字になります。恩給では数の上では例は少ないわけですから、私たちが挙げませんが、理論的には子供二人を持っている場合がございまして、その方の場合であれば、長期であればやはり六九・五、もし九年未満の方であれば八一%という数字になるわけでございます。

○柴田(睦)委員 恩給局で調査されました扶助料受給者生活状況調査報告書を見ますと、生活費の出所先では年金、恩給が子供の収入に次いで多くて五五%を占めており、この点から見ますと年金、恩給が受給者の生活の大きな支えになっていることがうかがえると思ひます。また恩給に対する意見、要望としては、いずれの受給者も扶助料の増額を要望する者が多く、七割から八割を占めていると述べられております。このように、恩給局の調査によっても扶助料をさらに増額

する必要は明らかであります。そしてまた請願でも、本人支給額の八〇%という請願が採択されております。厚生年金など他の年金でも八〇%支給の要求が出ております。五十四年度及びその後のについて、将来の問題として、恩給局としてはこのような要求を踏まえて扶助料の増額についてどのように考えていらっしゃるのか、具体的に伺いたいと思ひます。

○小籠政府委員 扶助料の給付割合を五〇%以上にするかどうかという問題もございしますが、これはほかの年金との並びの問題もございしますが、また一律にそういつた上げることについての問題点といえますが、もし仮に同じ財源を使うとして、そういう一律がいいのか、あるいは老人とか小さな子供さんのある世帯とか、あるいは老人とか小さな方がいいのか、そういういろいろな問題があるかと思ひますので今後勉強はしてまいりたいと思ひますが、いますぐこの五〇%を上げるといふことはなかなかむずかしい問題ではないか、このように考えております。

○柴田(睦)委員 国会の附帯決議の関係もありまして、いますぐむずかしいという答弁ですが、やはり積極的に考えていただきたいと思ひます。次に、恩給支給事務の改善についての問題です。

実は、きょう持ってきたんですけど、私どものところに昨年、東京の八王子に住む七十歳を越える恩給受給者からの手紙が参りました。それを見ますと、昨年の四月一日から恩給の改定があったのに、自分の手元に届いたのが十月になってからであるという事です。自分のような高齢者は恩給のみが生活の頼りになっているのに、即刻支給すべき恩給を半年もおくれて支給するとはどういうことか、原因を調べて国の責任を明らかにしてほしいという趣旨の手紙でありました。

そこで私のところで恩給局に問い合わせましたところ現在恩給証書、二百五十万枚あるという事ですすけれども、これが職員、アルバイトを総動員して手書きで作成しているという事です。証

書の作成が完了したのがこの場合は八月の中旬で、それから郵政省の地方貯金局へ発送する。恩給の種類によって扱い地方貯金局が決まっておるので、この人の場合には文官恩給なので、全体的に文官恩給を受けている仙台地方貯金局へ回された。地方貯金局はこの四分の割の支払い額を計算した上、本人指定の最寄り郵便局へ発送する。この人の場合、仙台地方貯金局から八王子郵便局へ回されて、通知が来たのが九月の末、したがって支給日が十月になったということでありました。

受給者の数が多くて恩給局や貯金局の職員の方でも大変であると思ひますけれども、一方すぐに支給を受ける権利があるという受給者の声はもつともであつて、恩給局も当然改善策を考えられていると思うのですけれども、今年度あるいはそれ以後についてどのような対策をとろうとしておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○小籠政府委員 いま先生のお話になりました、十月に届いたというお話でございしますが、これは恐らく一番遅い方ではなかったかと思ひます。と申しますのは、いまの先生のお話の中で八月中旬完了、こうなっておりますが、実は恩給証書ができて次第に送られてくるわけでございますので、その最終が八月の大体中旬になるような計画でございまして、それ以前にできた分についてはほとんど送られておまして、早い人は七月支給のときに受け取っているのではないかと思ひます。ただ、いずれにしても、四月改定の証書を、とにかく一日も早く待ち焦がれておられる受給者の方々に早く届けたいというのが私たちの気持ちでございますので、そのために、いま先生もおっしゃったように、アルバイトあるいはパートを入れまして大車輪で作業をしてお送りして、この状況でございます。

今年度につきましてはすでに改定作業の計画もできまして、この法案が上がり次第早速作業に取りかかる、こういう段階取りになっております。

○柴田(睦)委員 具体的に聞きますが、コンピュータを入れるというふうな計画はないのです

か。
○小龍政府委員 たいだいま申し上げましたような状況でございます。二百五十万枚の証書を全部書ききりやっております。現状でございますので、これの、単に一番単純な作業である証書に書き入れるというだけでも数千人の人手が必要である、こういう状況でございます。

そこで、これを何とか早くお届けできるようにしたいということで、一昨年から調査研究費をいただきまして、これを機械化するための研究を続けてまいりました。でございますが、今年度の予算におきましてその準備費が計上されました。これに基づきまして今年度からいよいよコンピュータ導入の準備に入る、こういう段取りになっております。でございますが、コンピュータ導入といましても、二百五十万枚のものをインプットしなければならぬという問題がございますし、そのためにはパンチカードにするかあるいは光学読み取りにするか、そういう問題もございまして、いろいろ検討しておりますが、ただいまはその準備段階、このように御理解いただきたいと思います。

○柴田(睦)委員 恩給は現在一月、四月、七月、十月の年四回、三カ月ごとに支給されているわけですが、これに対して当月分当月支給に改善してもらいたいという要望が私のところにもたくさん来ているわけですが、こうした受給者の要望を考えて、恩給局も機械を入れるということについて検討されているということですが、仮にコンピュータが入っても、あるいはその時期が早くなるとか、軌道に乗るまでには若干の時間がかかるというように思うわけですが、受給者は、支給のおくれを国は当然のように考えているんじゃないか、その証拠には、何カ月おくれでもおぼろびの一言も言ったことがないんだ、こうして憤慨している人もいます。特に受給者の方には高齢者が多くて、一日も早く恩給証書を手にしたいと思っている人が多いわけですが、そうしたことを考えてみますと、この支給が早

くなるというときまで、実際におくれているという人に対しては積極的に事情をPRしなければならぬ、ことしからでも、おくれる人に対してそういう事情の釈明をしなければならぬと思うのですが、長官、どんなふうにお考えですか。

○小龍政府委員 恩給に関するPRの問題でございますが、確かに受給者の方が非常に遅くなったと言ってお怒りになるという気持ちもわかるわけですが、この方々に、本当にこういう事情で遅くなったんだということを、一人一人に何か差し上げたという気持ちにはありますが、これまで二百五十万枚の手紙を書くというようなことになりましたと、また大変そのほかの作業にも影響してくるということもあるかと思っております。そこで、私もいろいろ新聞とかラジオとかあるいはポスターとか、こういうことで昨年度もPRをやっております。もちろん受給者の方のお目にとまるといことは少ないとは思いますが、一番遅い方で十月には証書が入りますということもお知らせしてあるんですけれども、なかなかそれは受給者の目に入らないと思っております。そこで、もしもいろいろPR費を計上されておりますし、できる限りのPRをやっていくたい、このように考えております。

○柴田(睦)委員 それから、機械化されるということでもちょっと不安を持つ問題は、職員的首切りや強制配転というような問題がいつも問題になるわけですが、これも、恩給局の場合はそういう事態は起きないかどうか、まあいまの段階ではまだ言えないかもしれませんが、検討されておればお答え願いたいと思っております。

○小龍政府委員 先生いま申されたように、いまの段階で確たる約束、そういうことは絶対ありませんと言ったことはなかなかむずかしいとは思いますが、ただ、先ほども申し上げましたように、この恩給改定事務は、いまのところ大体パートとかあるいはアルバイトを中心に附加分の作業をやっておりますので、コンピュータが仮に入りますれば、こういったパートとかあるいはアルバイト

といった方にかかる仕事、これはなくなってくるかと思っておりますが、ただいまの計画では職員を少なくするというような計画はございません。

○柴田(睦)委員 この際、恩給局職員の処遇の問題について伺っておきます。

昭和二十八年に旧軍人恩給が復活したときに大量の職員を採用されたわけですが、この方たちが現在では中堅職員としてむずかしい恩給業務の処理を中心に行っているというように聞いております。ところが、この年代の在職者が多いために、ほかの省庁の本省と比較してみますと、全体の昇格が非常に遅れているという問題があるという事です。国家公務員全体を見ても中堅職員の処遇というものは大きな問題になってきているわけですが、特に恩給局は他省庁に比べてひどい状態にあると思うのですけれども、国家公務員全体を見てもおられる人事院の方に伺いたいと思っておりますが、恩給局職員の状態をどのように認識されているのか、この実情を知っておられるのか、お答え願いたいと思っております。

○角野政府委員 人事院からお答え申し上げます。

恩給局の職員の年齢の中年化、それから二十八年ごろの採用者の山があるという事は存じております。その等級別の職員構成がほかの省庁あるいは本省庁に比べてどうか、等級の格づけについてどうかという事は、具体的には、つぶさには存じておりませんが、本省庁、各省を通じて見ましても、省庁の性格によって非常に企画的なお役所である、あるいは非常に現場的な現場といいますが、そういう作業をやっておられる部局であるとかによって一概には言えないと思っておりますが、全体的に見まして特段のおくれということはないと思っております。

やはり職員構成の問題としては、私ども、広い意味の処遇の問題の中のお金の問題と、等級の格づけとございますが、位置づけの問題と両者あると思っておりますが、毎年、来年度予算の中の等級別定数の策定のときには、職務内容と、そういう職務の

専門的なものを配慮しながら具体的によく拝見しておるという状況でございます。ただ、数的に見まして、ほかの本省庁に比べておくれれているかどうかという比べ方は余りやっております。

○柴田(睦)委員 これは恩給局の職員の処遇をめぐるやはり重大な問題になっているわけですが、つぶさには知らないということも言われました。そしてまた一般的にはそんなひどいこともないじゃないかということも言われました。やはり実態を詳細に把握していらつしやらないというのが実際だと思っております。そういう意味で、ひとつ人事院としては実態を把握して、ほかの省庁と比べて常識で考えられないような格差ができています面、そういう面については早急な是正の対策を講じてもらいたいというように思いますが、いかがでございますか。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

給与問題として私どもとらえますときに、一方ではお金の問題がございまして、それから一方では、現在の給与法が職務給のたまえをとっております関係上、職務と責任、これは等級で評価しておりますが、その等級、要するに、位という言葉は適当ではございませんが、そういう位置づけの問題と両方になるわけでございます。

それで、初めに申しましたお金の問題につきましては、これは俸給表のカーブそのものの問題でございます。たとえば係長さんであります、本省では五等級におられるということであります、本省では五等級の号俸でございますが、俸給表の金額カーブそのものをどのように高くするかという、俗に言いますと折れ曲がり正という言い方を一般にいたしておりますが、俸給表の等級の中の金額のカーブを直すという方向が、これがお金の問題でございます。

ところが、もう一方の等級の位置づけの問題というのは、これは組織とか職務の数の問題でございます。したがって、いわば、これもちよつと言葉が雑でございますが、仲間が非常に多いという場合に、組織になじまないふくれ上がり

こつた場合には、そこで摩擦的な状況が起こると
いうことも存しております。そういう場合には、
一方で、そうはいましても、やはり長年勤務を
やっております一つの仕事に習熟してまいりま
すと、専門職としての能力が非常にふえてまいり
ますので、それを評価して、処遇の問題としてだ
けではなくて、そういう専門的な評価として格づ
けを考えておるといふことも事実でございます。
両々相まってやっておるわけでございます。俸
給表のカーブの問題につきましては、毎年夏の勸
告をいたしますときに考慮している問題でござい
ます。

それから等級の格づけのときには、これは予算
の等級別定数の策定のときに、総理府なら総理府
内の部局別の分解をいたしまして、よく実情を見
させていただいている次第でございます。ただ、
省庁全体として平均的に数かどうかと言われまし
たら、いろいろな性質の省庁がありますので、一
概には比べられません。そういうふうにいまお答
えしたわけでございますが、そういう意味で問題
意識としては十分持っております、今後ともよ
く検討していきたいというふうに考えておりま
す。

○柴田（陸）委員 以上で終わります。

○村田委員長代理 これにて柴田陸夫君の質疑は
終了いたしました。

次回は、来る十八日火曜日午前十時理事会、十
時三十分から委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

昭和五十三年四月二十八日印刷

昭和五十三年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局